

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成25年3月18日 午前10時～午後2時44分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長	江口 是彦	委員	井上 勝博
副委員長	中島 由美子	委員	新原 春二
委員	瀬尾 和敬	委員	今塩屋 裕一
委員	永山 伸一		

○説明のための出席者

市民福祉部長	中川 清	障害・社会福祉課長	徳留 真理子
市民課長	田中 晴樹	保険年金課長	中村 真
環境課長	寺園 良介	課長代理	上野 博文
川内クリーンセンター所長	染川 秀夫	高齢者医療グループ長	山元 茂
環境政策グループ長	原 暢幸		
市民健康課長	柿元 美津枝	税務課長	大木 幹生
専門職	宍野 克己	収納課長	枇杷 繁

○事務局職員

事務局長	田上 正洋	議事グループ員	小島 早智子
議事グループ長	瀬戸口 健一		

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第37号 薩摩川内市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について 議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 議案第71号 平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 議案第70号 平成25年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算 議案第73号 平成25年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (市 民 健 康 課) (税 務 課) (収 納 課)
議案第38号 薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び薩摩川内市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課

△開 会

○委員長（江口是彦）では、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ございませんので、お手元に配付してあります審査日程により、審査を進めます。

なお、委員会は、あすまでの2日間にわたる審査となります。本日は、障害・社会福祉課まで審査を終える予定でありますので、議事運営に御協力をお願いいたします。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△市民福祉部長の概要説明

○委員長（江口是彦）では、各課の審査に先立ち、まず初めに、市民福祉部長に概要説明をお願いいたします。

○市民福祉部長（中川 清）おはようございます。

まず、提出させていただきました市民福祉委員会資料の種類について説明をいたします。議会資料とは別に、市民福祉委員会資料としまして、資料目次を入れまして、ページの1番から、一番下に別冊3という表示をしてある委員会の、これ本資料という便宜、読ませていただきますが、この資料が1冊、それから、別冊1、2、3という、それぞれ右肩のほうに別冊表示をした資料が3種類、あわせて四つの資料を提出いたします。

この別冊の1は保険年金課の、それから別冊2は高齢・介護福祉課のそれぞれ所管する特別会計等の予算概要の説明を記載しております。別冊3は四つの特別会計の予算費目解説として、資料を作成・提出しております。なかなかうちの部の部分については予算の科目が多いものですから、概要について、できるだけわかりやすくということで作ったつもりでございます。

具体的に、少し使い方を説明させていただきますと、別冊3の1ページをお開きください。

これは国保特会の解説になりますが、一番下の

ほうに前期高齢者の交付金というのがあります。

これは前期高齢者の加入率、医療費の高い保険者に交付される、いわゆる構成割合が高いところには、他の保険者のほうからこういう交付金があります。

あけてもらいまして、今度は4ページには、前期高齢者の納付金というのがありまして、これは出す部分ともらう部分と二つあるんですが、それをそれぞれ振り分けをしながら、ここに歳出のほうも出てきますよということになります。

それから、前期高齢者納付金のその二つ上ですね、後期高齢者支援金というのがありますが、これはそれぞれ75歳以上の後期高齢者の保険は、別の広域連合の保険になりますので、それぞれの保険者のほうから、こういった支援金のほうを払ってますよと。どういうことかといいますと、この負担が非常に大きくなってきますので、それぞれ社会保険のほうの、民間のいわゆる中小企業の加入する協会健保なんかについては、この負担が非常に大きいというような御意見等も出されているということになります。

別冊1の、今ほど申し上げました保険年金課の資料になりますが、別冊1のここについては、国民健康保険事業特別会計の別冊1の3ページの歳入の科目で、第5款に前期高齢者交付金というのがあります。ここに31億円のお金が入ってきます。これは先ほど言いましたように、ほかの保険のほうから、いわゆる社会保険の基金を通じて調整をしてここにお金が入ってきますということです。ですから、この金額が大きいというのは、その上の、一番上の国民健康保険税等が16億6,000万円、退職被保険者を入れまして約18億円というような数字になってきます。この辺のお金の流れというのもの、ぜひこの科目解説を見ながら確認をしていただければというようなイメージでつくっております。

ちょっと長くなりましたが、まず私のほうから、きょうとあす審議します部の当初予算の概要もあわせて説明したいと思います。先ほどの本委員会資料の1ページをお開きください。

ここには市民福祉部の所管をします予算の一覧表を掲載してございます。

1ページの一番下のほうになりますが、一般会計におけます市民福祉部の総額は、平成25年度の欄になりますが、193億6,010万

2,000円、これは一般会計総額に占めます割合は39%が市民福祉部が占めます。平成24年度予算に比較しますと、その下のほうにあります。約8,000万円の0.4%の増となっております。

それから、これのまた右のほうに特別会計の一覧も書いてございますが、国民健康保険事業特別会計ほか、4特別会計の合計は248億3,727万円で、前年度比約4億8,000万円、2.8%の増となっております。

一般会計の前年度比約8,000万円ふえているんですが、扶助費の社会保障関係費は、総じて増となっておりますが、特に障害者自立支援給付については約4億6,000万円増額となっております。これは、実は平成24年度当初予算のときに比べて4億6,000万円ふえているんですが、12月に補正をいれました。これを比較した段階では1億6,000万円ぐらいの増になっていると。今年度、平成24年度、私どもが見込んだものよりか、かなり障害関係の扶助費の伸びが大きかったというものでございます。

それから、増額の大きいものにつきましては、新規事業になりますが、後ほど説明をいたしますけれども、認定こども園の整備事業が約1億9,000万円、それから、同じく子育て支援課になりますが、保健師の処遇改善臨時特例事業が約5,000万円、それから、介護特会への繰出金が約5,000万円というふうに増となっております。

それから、これも資料のほうでは説明いたしますが、予算額はそう大きくはございませんが、県からの権限移譲が3件となっております。未熟児の訪問指導とそれに係ります養育医療費の助成が約1,900万円、これは市民健康課が所管をします。

それと、障害児の生活能力を確保するための育成医療助成が約600万円、それから社会福祉法人の設立定款変更等の許認可、指導監査業務も移譲され、これは障害・社会福祉課が担任しておりますが、金額的にはそう大きくないんですけども、事務的には結構なボリュームになってございます。

それから、前年度比で大きく減ったものを説明いたしますと、平成24年3月に稼働を終了しました川内環境センターの解体工事費（5ページの

発言により訂正済み）、これを24年度当初予算に計上しておりましたが、そのまま減額、2億8,000万円の減、それから本年7月から甌島の可燃ごみを川内クリーンセンターで処理する予定としておりますが、ごみ運搬の船賃等を引いても、これまで甌島の二つのクリーンセンターで処理しておりました。平成24年度予算よりかは約6,000万円の減額となっております。

それと、制度改正としまして、児童手当が約7,000万円を減じて計上しております。これは子ども手当との比較になりますが。

それから、この資料の2ページから4ページは、新規事業や拡充した事業を抜き出した一覧ですが、課ごとの特徴については、それぞれの担当課の審査の冒頭に、私のほうで新規・拡充を中心に説明をさせていただきます。

それから、先日の本会議の一般質問で、財政運営プログラムの社会保障と税と一体改革の動向についての御質問があったんですが、ちょっと私も回答するのを想定してなかったものですから、少し回答不足になりましたので、ここをちょっと補足をさせていただきます。

財政運営プログラムの28ページに記載がございます。どういう記載になっているかといいますと、社会保障と税の一体改革の動向について注視をし、それぞれ具体的な方向性が定まった際は、柔軟な対応を図っていくものとするというふうに記載があるんですが、これは、この策定のときに、私のほうで財政課のほうにお願いをして、追記をしてもらったものです。

どういうことかといいますと、消費税が5%から8%、10%に上がる場合に、地方消費税あるいは地方交付税の地方配分がふえます。というのは歳入がふえるということです。歳入がふえるということは、そのふえたものは、地方分の社会保障費に充てるのが筋ですので、これはほかのところに使われては困りますから、それはちゃんと私どもに相談をしてねというようなことでございます。

ただ、一つは、幾らふえるかというのはわかりませんが、考え方としては、今、単独事業で、例えば、子どもの医療費の無料化、中学校までやっていますけど、既存の守るべき事業のほうをまず充当して、それから余裕があれば、そのほかにも回していきたいと思いますが、基本的に

は今回も提案をしているようなものについては、少しずつ見直しをしていかざるを得ないと。

ですから、地方分が、消費税が仮に上がった後、ふえたにしても、そこは今やってます単独事業の、特に子育て支援のそこを重点的に充当した後、そこにまだ少し余裕があるようであれば、それはまた違うようなところで使っていきたいというふうには考えております。ここはふえた部分は、ちゃんとうちのほうのお金ですよということで入れさせていただいたところです。

少し長くなりましたが、冒頭の説明とさせていただきます。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（江口是彦） それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第37号 薩摩川内市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について

○委員長（江口是彦） 議案第37号薩摩川内市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明をお願いいたします。

○環境課長（寺園良介） おはようございます。

議案第37号につきましては、議会資料でもって説明をさせていただきたいと思っておりますので、議会資料をごらんいただきたいと思っております。

議会資料の1ページでございます。

議案第37号薩摩川内市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定についてでございます。

1、条例制定の理由でございます。一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格については、全て法律及び環境省令にその基準が規定されておりましたが、地域主権一括法の成立により、市町村が設置する施設に置く技術管理者の資格については、市町村の条例で定める必要が生じたということでございます。

2、技術管理者を置かなければならない施設、一般廃棄物処理施設、ごみ焼却施設、し尿処理施設及び最終処分場には、当該施設の維持管理の技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。

3、技術管理者の資格。省令で定める基準のとおり規定するという事で、省令で定める基準が下の表の中という形になっております。一番下のほうに米印で書いてあるんですけども、この表の一番下の11項、また他の市町村では一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習、これを終了した者という形で、この規定に該当するものとしておりますので、本市においても同様に定めようというものでございます。

以上でございます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないものと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 討論はないものと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（江口是彦） 次に、議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、市民福祉部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（中川 清） まず、最初に全体説明の際に、私のほうが間違った説明したようですので、これをまず訂正をさせていただきます。

平成24年度予算との対比で、予算現額が大きく減額になったというもので、川内環境センターの解体工事等を平成24年度の当初予算に計上したものを平成25年度がなくなったので、約2億8,000万円減となっているというものを、これを川内クリーンセンターの解体と言ったようですので、川内環境センターの間違いでございます

ので、訂正をさせていただきます。（４ページで訂正済み）

それでは、環境課の平成２５年度の当初予算の概要について説明をいたします。

本委員会資料の２ページをお開きください。

２ページの４番以降になります。ほかの課も同じように、２ページからの資料で新規・拡充について中心に説明をさせていただきます。

まず、資源ごみ回収において、リサイクルステーションを設置していない自治会について、リサイクルステーションの設置を推進するため、同設置補助金を前年度比４５５万１，０００円増額しております。

それから、長期稼働により老朽化が激しいごみ処理施設、し尿処理施設及び葬斎場の延命化を図る長寿命化計画策定のため２，１５０万円を計上しております。

それから、平成２７年度から平成３６年度までの１０カ年に及ぶ第２次の市環境基本計画を平成２５年度、平成２６年度の２カ年で策定する予定であり、平成２５年度については３５０万円を、それから平成２６年度分については債務負担行為を設定しております。

次に、「薩摩川内市を花いっぱい」を合い言葉に、市民の心を一つにし、市民、地域、各種団体、学校等が一体となって薩摩川内市に元気と活力を取り戻すとともに、「花いっぱい」によるおもてなしの創出を図るために、「花いっぱいまちづくり推進事業」としまして６９０万円を計上いたしております。

本年７月から甌島地域のクリーンセンターを休止し、甌島地域の可燃ごみを川内クリーンセンターに搬入するための経費として１，６６２万７，０００円を計上いたしております。

続きまして、川内クリーンセンターの当初予算の概要について説明します。

本委員会資料の１ページをお開きください。

１ページのほうに、市民課、環境課、３番目に川内クリーンセンターがございます。川内クリーンセンターにつきましては新規・拡充はございませんが、その１ページの資料でございますとおり、平成２４年度予算比１，５５０万円の増額となっております。これは川内クリーンセンターから排出される焼却灰等を外部処理する経費、１２カ月分、８，０４３万円を計上したことが主

になっております。昨年、平成２４年度までは７月からの９カ月分を計上したものが１２カ月にふえたことのでございませう。平成２５年度も引き続き宮崎への搬入を予定をしております。

それから、川内クリーンセンターから排出される焼却灰等は、失礼しました。

それから、入来・祁答院地域のごみ処理については、平成２５年４月から当クリーンセンターで処理する予定であります。甌島のごみについても、平成２５年７月から川内クリーンセンターで焼却処理を実施できるよう準備しているところでございます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの概要の説明を終わります。

○委員長（江口是彦）引き続き当局の補足説明を求めます。

○環境課長（寺園良介）それでは、平成２５年度の当初予算、予算調書に基づいて説明をさせていただきますと思いますので、予算調書をご覧ください。

まず、歳出のほうから、予算調書の１０９ページをお開きください。

３款５項１目災害救助費１１３万１，０００円は、水害時のし尿くみ取りに係る市外からの応援への謝金、市内業者からのバキューム車借り上げ、浸水家屋のし尿くみ取り助成に要する経費でございます。

１０９ページの下段でございます。

４款１項４目予防費、事項、狂犬病予防事務費１０８万６，０００円は、狂犬病予防に係る経費で、注射済み票、犬シール、予防注射通知郵送料、畜犬管理システム保守点検委託料が主なものでございます。

１１０ページをお開きください。

４款１項８目環境総務費、事項、環境総務一般管理費２億２，４６４万１，０００円は、環境行政に係る一般管理経費及び環境基本計画策定に係る経費で、環境審議会委員１９人の報酬、環境保全嘱託員及び清掃業務嘱託員４人分の報酬、一般職２４人の人件費、環境基本計画策定支援業務委託等、九州都市環境行政連絡会議負担金、衛生自治団体連合会運営費補助金が主なものでございます。

１１０ページ下段でございます。

事項、環境保全対策費９６７万２，０００円は、

自然保護、藪牟田池環境保全対策、ウミガメ保護等でございます。環境衛生、快適環境づくり等に係る経費で、ウミガメ保護監視員10人分の賃金、藪牟田池環境調査業務委託等、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議負担金、快適環境づくり補助金が主なものでございます。

111ページでございます。

事項、地球温暖化対策費97万1,000円は、地球温暖化対策に係る経費でエネルギー管理システム使用料が主なものでございます。

111ページの下段、事項、花いっぱいまちづくり推進事業費690万円は、花いっぱいまちづくりの推進に係る経費で、推進協議会委員謝金、推進協議会委員旅費のほか、快適環境づくり補助金375万円が主なものでございます。

112ページをお開きください。

4款1項9目公害対策費、事項、公害対策費1,057万9,000円は公害対策に係る経費で、臨時環境測定調査手数料、環境測定業務委託が主なものでございます。

112ページの下段、4款1項10目葬斎費、事項、市営墓地管理費1,675万4,000円は市営墓地の維持管理に係る経費で、川内・入来市営墓地管理代行委託等、川内芸ノ尾第1墓地のり面補強工事が主なものでございます。

113ページでございます。

事項、葬斎場管理費4,963万7,000円は葬斎場の維持管理に係る経費で、川内葬斎場やすらぎ苑等管理代行委託、さつま町火葬料負担金、火葬料差額助成金が主なものでございます。

113ページ下段、4款2項1目清掃総務費、事項、清掃総務一般管理費382万3,000円は廃棄物対策事業に係る経費で、し尿処理助成事業補助金、川内汚泥再生処理センター対策委員会運営費補助金が主なものでございます。

114ページに参ります。

4款2項5目ごみ処理費、事項、不法投棄対策費47万1,000円は不法投棄対策に係る経費で、不法投棄物処理手数料、不法投棄回収業務委託料が主なものでございます。

114ページ、下段、事項、環境美化推進事業費507万4,000円は環境美化推進に係る経費で、環境美化推進員120人の謝金が主なものでございます。

115ページに参ります。

事項、一般廃棄物処理費3億548万8,000円は一般廃棄物の収集業務に係る経費で、甌島地域可燃ごみ島外搬出フェリー運搬費等、ごみ収集業務委託等が主なものでございます。

115ページ、下段でございます。

事項、資源ごみ分別推進事業費3,826万4,000円は資源ごみ分別推進事業に係る経費で、地区コミ分別収集報奨金等、リサイクル推進員補助金、廃棄物収集施設整備補助金等が主なものでございます。

116ページに参ります。

事項、甌島クリーンセンター管理費1,765万7,000円は甌島地域クリーンセンターの維持管理に係る経費で、管理用薬品等、燃料費、光熱水費、車両等修繕のほか、ダイオキシン類・騒音・振動測定業務委託、施設修繕工事などが主なものでございます。

116ページ、下段、事項、最終処分場管理費2,021万4,000円は最終処分場の維持管理に係る経費で、管理用薬品等、光熱水費、水処理施設修繕等のほか、汚水処理施設維持管理業務委託等、最終処分場監視調査業務委託等が主なものでございます。

117ページに参ります。

4款2項6目し尿処理費、事項、上甌投入施設管理費696万5,000円は上甌し尿投入施設の維持管理に係る経費で、施設維持管理業務委託等、及び下水道使用料が主なものでございます。

117ページの下段、事項、下甌環境センター管理費4,198万5,000円は下甌環境センターの維持管理に係る経費で、管理用薬品等、光熱水費のほか、運転管理業務委託等が主なものでございます。

118ページに参ります。

事項、汚泥再生処理センター施設管理費2億4,499万2,000円は川内汚泥再生処理センターの維持管理に係る経費で、管理運営委託等であります。

118ページの下段、汚泥再生処理センター施設整備費1億3,209万6,000円は川内汚泥再生処理センター施設整備に係る経費で、進入路等整備工事が主なものでございます。

119ページ、9款1項6目災害対策費、事項、災害予防応急対策費300万円は共同墓地の特別災害復旧補助に係る経費で、補助金でございます。

119ページの下の段、11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧事業費200万円は、クリーンセンターや最終処分場等が災害を受けた場合の災害復旧に係る修繕や工事費でございます。

続きまして、歳入のほうに参りますので、ちょっと前のほうに戻ります。

予算調書の21ページをお開きください。

14款1項3目衛生使用料661万3,000円は、行政財産使用料4万8,000円、葬斎場使用料496万4,000円、葬斎場等施設使用料35万1,000円、墓地使用料125万円が主なものでございます。

続きまして、21ページ、下のほうにあります。

14款2項3目衛生手数料2,463万2,000円は、廃棄物処分手数料2,038万3,000円、畜犬登録手数料120万円、狂犬病予防注射済票交付手数料253万円、特定家庭用機器運搬手数料36万7,000円が主なものでございます。

22ページに参ります。

15款2項3目国庫補助金、衛生費補助金333万3,000円は、保健衛生費補助金、循環型社会形成推進交付金でございます。

同じく22ページの16款2項3目県補助金、衛生費補助金27万4,000円は、保健衛生費補助金、ウミガメ保護監視員設置費補助金でございます。

同じく22ページ。16款3項3目県委託金、衛生費委託金10万9,000円は、保健衛生費委託金、権限移譲事務委託金でございます。

同じく22ページの下の方に載っております。

17款1項1目財産運用収入、財産貸付収入3万3,000円は、土地建物貸付収入、貸地料です。

17款1項2目財産運用収入、利子及び配当金9万6,000円は、利子及び配当金、汚泥再生処理センター施設整備基金利子収入でございます。

17款1項1目財産売払収入、物品売払収入2,134万円は、資源ごみ売払い及び炭化物売払い収入でございます。

19款1項46目基金繰入金1億3,200万円は、汚泥再生処理センター施設整備基金繰入金でございます。

21款5項4目雑入228万6,000円は、

火葬料実費徴収金65万円、使用済自動車島外搬出助成金65万7,000円、再商品化合理化拠出金93万5,000円が主なものでございます。

歳入は以上で説明を終わりますけれども、債務負担行為の説明をさせていただきますので、予算に関する説明書の8ページをお開きいただきたいと思っております。

下から2行目でございます。環境基本計画策定支援業務委託でございます。先ほど部長のほうからも説明がありましたけれども、期間は平成26年度、限度額は450万円としまして、設定の理由ですけれども、第1期計画が平成26年度を期限としております。平成27年度から平成36年度までの第2期の10カ年計画を平成25年・平成26年度の2カ年をかけて策定するというので、今回、平成26年度が対象となったということでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）環境課長のほうはよろしいでしょうか。

○環境課長（寺園良介）関連でちょっと説明させていただきますよろしいですか。

○委員長（江口是彦）はい。

○環境課長（寺園良介）市民福祉委員会の本資料のほうの6ページをお開きいただきたいんですけども。

当初で何も申し上げませずに、そのまま予算調書で説明いたしましたんですけども、実は、予算科目が、本来であれば、地方自治法の施行規則に準じた形になっていなければいかなかったんですけども、下の表の現行を見ていただきたいんですけども、清掃総務費の中に不法投棄が入っていたり、その下の廃棄物処理費の中に最終処分場一般廃棄物処理とか、資源ごみ回収とか、後から業務がいろいろ入ってきた関係で、現行の費目がちょっとふくそうして非常に取り扱いにくい状況になっておりましたので、施行規則に準じた形で現行の一番下の項、環境衛生費を変更後の項、保健衛生費の目とさせていただきます、項を二つにさせていただきました。

あと、附則ですけれども、地球に優しい環境整備補助金、これは総務費の総務管理費、企画費のほうに補助金自体を移動して、今後は、4月以降は新エネルギー対策課のほうで対応するという形

になります。予算を説明する前に、本当は説明したほうがよかったのかもしれませんが。

以上で環境課の説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（江口是彦）川内クリーンセンターの補足説明も願いたします。

○川内クリーンセンター所長（染川秀夫）それでは、引き続き川内クリーンセンターの当初予算のほうの説明をさせていただきたいと思います。

歳出のほうから御説明いたしますので、予算調書の120ページをお開きください。120ページでございます。上の表でございます。

4款2項5目ごみ処理費でございますが、事項、資源ごみ処理施設管理費で、資源ごみ処理施設の管理運営に係る経費でありまして、事業費は1,600万円でございます。経費の主な内容は、ペットボトル、プラスチック等の資源減容業務委託が主なものであります。

次は、下の表でございます。

事項は川内クリーンセンター管理費で、川内クリーンセンターの管理運営及び施設維持補修に係る経費でありまして、事業費は4億8,502万7,000円でございます。

経費の主な内容は、施設保全業務嘱託員1人と一般職4人の給与等であります。

水処理用薬品等は、浸出水及び排気ガスの有害物質除去のための消石灰など薬品の購入が主なものであります。

施設維持補修は、焼却炉内の耐火物補修、バグフィルターろ布交換整備等が主なものであります。

次の運転業務委託等は、クリーンセンター運転業務委託が主なものであります。

川内クリーンセンター地域振興補助金63万円は、小倉・川底地区に対する補助金であります。

次は、121ページをお開きください。

最終処分場管理費で、クリーンセンターで発生する焼却灰の外部処分に係る経費でありまして、事業費は8,043万5,000円でございます。これは、川内クリーンセンターの最終処分場の延命化を図るため、焼却灰や不燃残渣等について県外事業者へ処理委託するものであります。

次に、歳入のほうを御説明いたしますので、予算調書の24ページをお願いします。

上から2段目の14款2項3目衛生手数料で、予算額3,564万3,000円、節は衛生手数

料、廃棄物処分手数料で、クリーンセンターへ直接搬入された分の処分手数料を計上しております。

次は、17款2項2目物品売払収入で、予算額937万5,000円、節は物品売払収入、クリーンセンターに搬入された廃棄物のうち鉄くず、アルミくず、紙など有価物として売却できる資源ごみの売払収入分を計上しております。

次は、21款5項4目雑入で、予算額59万1,000円、節の主なものは、下から2段目の雑入、ペットボトル等有償入札拠出金で、法律に基づき指定された協会に処分委託をしておりますが、協会の処理料に余剰金が出るのが予想され、その余剰分を協会から市町村に配当されるもので、平成25年度は50万円を予定しております。

以上であります。よろしく御審議いただくよう、願いたします。

○市民福祉部長（中川 清）本委員会資料の7ページをお開きください。予算に関連しまして、若干補足の説明をさせていただきます。

7ページの新規事業の内容の②になりますが、ごみ・し尿処理施設等の長寿命化計画の策定業務委託ということで、計画対象施設1から6番までございますが、この対象施設につきまして、大規模改修等の改修計画を含む延命化計画を策定することになっております。

この中で、ごみの部分については、当初甌島のクリーンセンターもこの計画の中に入れておったんですが、平成24年度からの事業のとおり、この計画策定をする前から施設老朽化の予算が非常に多くかかりますので、川内クリーンセンターのほうに持っていくということで整理をしまして、この計画に入れてございません。

次に、検討課題の②でございますが、下甌環境センターについては、精密機能検査とあわせて、今後、維持補修費を考慮しながら、し尿等の処理のあり方についても検討をしたいというふうに記載をしております。ちょっとわかりにくく書いてありますけども、簡単に申し上げますと、し尿についても、汚泥再生処理センターに船で持っていけないかということの検討をしたいと。それに当たっては、今ある下甌環境センターの施設の整備に、今後、どの程度のものが必要なのか。それはへりはちょっと厳しいと思いますけども、船舶を利用して、今、新しい汚泥再生処理センターに持っていく場合の処理経費が幾らかかるのか。

もう一つは、藺牟田瀬戸架橋が整備をされた後、下島と上島を含めた、このし尿の処理の仕方はどうするのか。これを検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、その上の川内クリーンセンターについては、現行の委託内容の拡充・検討を行うというふうに記載をしておりますが、今、川内クリーンセンターには、職員が4名、嘱託員が1名おります。通常のごみ処分については外部のほうに委託をしておりますが、この管理業務のほうも、外部委託のほうに拡充ができないかというふうなことを考えております。

当然、その場合についてはコストの削減ができるのか、当初もくろんでいるような事業の効果が期待できるのかというのを今後検討しながら、その状況については、今後、委員会等で説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（江口是彦） ただいま環境課及び川内クリーンセンターの説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。御質疑はありませんか。

○委員（井上勝博） 2,500万円とあるんですが、先ほどの本資料で見ると、350万円ですよ。だから、等ということであるから、ほかのものが入っているんだと思うんですが、それ以外のものがどういうものになっているのかということです。

それから、ウミガメ保護監視員の賃金については、支出が115万9,000円で、歳入の補助金が二十数万だったんで、かなり市の持ち出しが大きいんですけども、しかし、それにしても10人に115万9,000円ぐらいしかないということで、何か義務づけされているというか、これだけはちゃんと報告してくださいよということをされているんだと思うんですけど、個人差が大きいような気がするんですよ。熱心な人は物すごい調査を、私の知っている人は、毎回、産卵日には毎日行って産卵の記録、どこに産んでいるか。それを保護するために、かなり労力を使っている方もいらっしゃるんですよ。だから、その割には本当に少ない支援金しかないんだと、賃金しかないんだというふうに思うんですが、これについては少し増額とか、そういうことは考えられないのかどうかということです。

それから、111ページのエネルギー管理システムの使用料について97万1,000円ということなんですが、地球温暖化対策にかかわる経費ということで、システムの使用料なんですけど、どんなことをシステムはやっているのか。ソフト使用料なのかどうかわかりませんが、金額的には、わずかな金額で、環境問題に対する経費が少し少ないように思えるものですから、教えていただきたいと思っております。

以上です。

○環境課長（寺園良介） まず、環境基本計画策定支援業務委託の2,500万円の内訳ということによろしいですかね。

本資料の7ページをお開きください。

私の説明が偏った説明だったかもしれません。環境基本計画と長寿命化計画合わせたものが2,500万円ですね。ですから、7ページの上、350万円と、それから②の2,150万円と、2,500万円ということによろしいですかね。

予算調書の経費の主な内容が、環境基本計画策定支援業務委託等となっていて、この等の中に、長寿命化のほうが含まれてしまっているのもうちょっと具体的に説明したほうがわかりやすかったかもしれませんが、御理解ください。

それから、ウミガメ保護監視員の件ですけれども、もちろん監視していただくわけで、報告書は出させていただいております。ただ、お一方、非常に熱心な方がいらっしゃるということも、私も存じ上げておりますけども。その方が非常に熱心で一生懸命していただいているということで、こちらのほうで、そこまでしてくださいというお願いまでは、なかなかできていない部分で、ごく普通に回っていただいた上で、そういうものを発見された場合には報告をしていただくと。あとにつきましては市の職員のほうでフォローアップしていくという形にはしているところではあります。

それから、エネルギー管理システムの使用料が非常に少ないんじゃないかなというお話ですけども、全庁的にシステム、このシステム使用料となっていますけども、ソフトの使用料になります。これで各職場職場で職員にデータを入力していただきまして、こちらの環境課のほうで全てを取りまとめ、いろんな統計資料等に使うということで、本当はもうちょっといいソフトがあれば、こちらのほうを導入していきたいんですけど、費用

的に非常厳しい状況もありますので、今なれているこのシステムを今回も使っていこうという形をとっているところでございます。

以上です。

○委員長（江口是彦）よろしいですか。

ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査に入ります。

当局の報告を求めます。

○環境課長（寺園良介）市民福祉委員会資料の本資料をお開きいただけますか。

本資料の7ページでございます。7ページにつきましては、部長のほうからもいろいろ説明がありましたので、差し支えなかったら8ページから説明をさせていただきたいんですけれども。

大きな2番の平成25年度のごみ処理実施計画の前年度からの変更点でございます。

(1) ごみ処理体制でございます。もう皆さん御存じのことと思います。合併来、さつま町に負担金をお支払いしつつ、入来・祁答院のごみの処理をさつま町のクリーンセンターでやっていただきましたけれども、この4月から川内クリーンセンターで処理をする。その後、川内の最終処分場に埋却する。今は満杯ですから、宮崎に持っていておりますけれども、そういう形の計画の変更でございます。

それから、2点目が、甌島地域の可燃ごみの焼却処理について、焼却灰については、もう既に持ってきているんです。資源ごみも持ってきておりますけれども、この焼却を、先ほど部長のほうからありましたけれども、7月から上・下の甌クリーンセンターを休止いたしまして、川内のほうに大型のパッカー車で持ってきて、川内クリーンセンターで処理を変更する。甌島地域の中間処理の場所が変わるということでの変更でございます。

(2) です。ごみの分別方法、資源ごみに乾電池の分類を追加いたしますということでございます。これは実質的には、今まで不燃ごみ、燃やせないごみで、乾電池については出していただいていたんですけれども、これを資源という形で出していただく、そういう変更のあるのは川内地域

と東郷地域だけでございます。樋脇はもともと、資源という形じゃないんですけど、分別して出していただいております。甌島のほうも、一応分別して出していただいております。入来、祁答院についても今回から始まりますので、変更ということではないということでございます。

それから、(3) です。ごみの排出抑制のための方策に関する事項ということで、計画における表記を資源ごみではなくて、資源物という形に変更しまして、今後、配布する各種印刷物は資源物ということで使用することにいたしたいと思っております。資源化へのさらなる意識の向上を図っていけないかなということでございます。

それから、大きな3が悪臭防止法規制地域の指定についてということでございます。御存じのとおり、公害防止条例が環境保全条例という形で4月から施行されます。それに伴って、市のほうで、薩摩川内市全域について、そういう公害については行政指導ができるんですけれども、悪臭防止法の関係のみ、悪臭防止法による規制自体は、全ての事業活動を対象としているんですけれども、あらかじめ指定した地域でない適用ができないという形になっておりますので、今まで指定してあった川内、樋脇、入来、祁答院、それから上甌だけではなくて、4月から、東郷、里、下甌、鹿島、これについても地域を指定して、薩摩川内市全体を市のほうで行政指導ができるような形に持っていきたいということで、この表につきましては、白地の部分が今までかかってないところでございます。矢印の下のほうが、全部かけていこうということで、A地域とB1地域とB2地域という形で色分けがしてあります。A地域が一番厳しい地域という形になります。B1が、その次、B2が一番緩やかなという形になります。今回新たに入れるところにつきましては、B2地域という形で入れていきたいということでございます。

9ページをお開きいただきたいんですけれども、環境審議会での答申でございます。環境審議会のほうで審議をしていただいた結果、自分らの提案した案を相当ということで考えていただいているという、しかしながら、本市の規制のやり方が特定悪臭物質という形で、いわゆる悪臭物質の濃度でもってはおかして、おかしいよということで規制をするやり方なものですから、最近では物質が二つ、三つ複合して、合わさることによって、

物質自体の規制値は下なんだけど、規制値の下のものが二つ重なると非常に変なおいになるとか、人の感覚的なものが発生してきているということ、臭気指数という規制方法があります。

その臭気指数による規制のやり方も、今後は導入に向けて、調査・検討を進められたいという答申をいただいておりますので、今後は、この臭気指数についても、ちょっと検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上で説明を終わりたいと思います。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の報告がありました、これより環境課及び川内クリーンセンターの所管事務について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（新原春二） 3点ほどお尋ねをいたします。

まず1点は、花いっぱい運動の関係で、花いっぱいまちづくり推進協議会の設置をして、推進プランを立てていきますよということで、将来的には平成26年度の10周年、平成27年の国民文化祭、平成32年の国体ということで計画もされているんですけども、当面、花いっぱいまちづくり推進協議会が年度ごとに推進をされていく、具体的にされていく、その具体的なプロセスというのについて、1点お聞かせください。

もう一つは、ごみ収集の関係で、いよいよ全市の収集体制になっていくわけですが、クリーンセンターの総容量と、今回全市集まる部分の許容率といたしますか、処理をする能力がどのくらいになっていくのか、率的にですね。それと、市民のほうも結構搬入があると思うんですけども、相当業者、そういうものが錯綜すれば、市民の持っている部分が非常に混雑をさせませんかという気持ちはするんですが、そこら辺の時間的なもの、例えば、何時から何時ぐらいまでは一般市民に開放しますよとか、毎日じゃなくても、週何日かということで、そういうような入場規制的なものは考えていらっしゃるのか、そこら辺が2点目。

悪臭対策の関係ですが、指数を出してという、機械的なものもあるんでしょうけども、そういう機械があるんですかね。非常に臭気については、においがするなというのと、人によっても違いますし、また、かぐほうと出すほうとすれば、また、いろいろ温度差があるわけですね。そこら辺のやり方、非常に微妙だと思ってしまうんですけども、そこら

辺の一定の基準があって、そういう臭気をはかる計量機があったりすれば、当然、一定の基準があるんでしょうけども、そこら辺の指数と計量関係の状況について、3点お聞かせください。

○環境課長（寺園良介） まず、花いっぱいまちづくり推進事業のプロセスということだったんですけども、おっしゃるとおり、平成26年が10周年ということです。ここに書いてあるとおり、まずは平成26年の10周年に本格実施をしたいということで、平成25年度については、予算の説明でも申し上げましたけれども、協議会の設置、その中で推進プランを策定していただくというのが大きな目的でございまして、プランの中で、そういうプロセス等も出していこうかなと思っています。

まずは、でも25年はパイロット事業といえますか、プレ事業といえますか、市の職員のほうで、例えば、職場の花いっぱい運動とか、それから駅前、駅の東・西口のあたりを場所を指定して、職員がみずから進んで、花いっぱい運動をやろう。支所は支所で場所を定めていただいて、そういうものやしていこうかなと。

あとは地区コミにシンボル花壇を設置していただきたいとか、その大まかな支援体制が快適環境づくり補助金、これを拡充をいたします。お年寄りの団体で、そういう作業をされる場合には100%補助しましょうとか、そういう形で拡充をしていこうということを考えているところで

それから、クリーンセンターの焼却容量がどうかというお話でしたけど、日量135トン、現在80トンぐらいで済んでいると思います。甌、それから入来、祁答院を入れても、100ちょっとぐらいで、まだ十分容量はあるやに聞いてます。

あと、搬入体制ですけども、搬入体制につきましては、容量的に余裕がありますので、特に問題ないと思うんですけども、そこはちょっと現場、クリーンセンターの所長がおりますので、後ほど。

それと、あと悪臭の関係の指数ですか、特定悪臭物質の濃度規制をする場合には、確実に物質を捕まえますので、機械があるかどうかは、私もちょっと認識してないんですけども、測定をしますから、きちとした基準の数字が出てきます。ただ、今後導入しようという臭気指数については、

人間の感覚なんです。ただ、これも一応国家資格という形で、国のほうで資格を定めて、その方が中心になって計測をするという形になります。臭気判定士というのが、ただ、鹿児島県の市町村でも、鹿児島市とさつま町と出水市が臭気指数による規制をやっているんですけども、まだ職員で臭気判定士を持っていらっしゃる方はいらっしゃらないみたいで、業者をお願いしているような状況というふうに聞いております。

○川内クリーンセンター所長（染川秀夫） 搬入の状況ということで、先ほど環境課長のほうからありましたように、日量135トンの能力があります。現在80トンということで、能力的には、まだ余裕がございます。今回、入来、祁答院、それから7月からの予定で甑島が入ってくる予定ですが、合わせて現在よりも18%ぐらいふえるかなというふうに考えております。

甑島につきましては、大型収集車に積みかえて持ってくるということで、恐らく1週間に3回、4回で1台ずつという、または1台か2台ずつを考えておりますので、現在のところ、混雑は大丈夫かなと考えます。

現在、私どもが出て交通整理といたしますか、入場の整理をしているのは年末だけでございますけれども、この程度の増加であれば大丈夫かなというふうに考えます。

以上です。

○市民福祉部長（中川 清） 花いっぱいまちづくり推進事業につきましては、今、課長が説明しましたが、主には平成25年度推進プランの策定がメインになってきます。ただ、これも例えばパイロット事業で駅前の花いっぱいということで、職員がというようなことも申し上げましたが、職員だけではなくて、職員が中心になってはやりませんが、例えば、高齢者クラブ連合会の単位老人クラブの皆さん方、あとは学校の子どもたちも一緒に参画できるような仕組みをつくっていきたくと。

それを平成25年度のパイロット事業である地域でやった上で、それをほかのところにも広げていくような仕組みをつくっていきたくというふうに思っています。

ですから、この間も高齢者クラブ連合会のほうに行きまして、今の介護ボランティア事業を実施しているんですが、高齢者クラブ連合会の事業も、この介護ボランティア事業のほうの対象にしたい

ということで、また、今後、会長とも話をしながら、少しやらしいんですけども、こういうことをしますので、ぜひこの事業にも参画をしてくださいというような呼びかけをしたいと思っています。

それから、ごみの処理が非常にふくそうするんではないかということでございましたが、これの一環として、粗大ごみの中継施設を、樋脇だけであったものを入来・祁答院、これも支所の倉庫等を使いながらやるようにしますので、この辺でも少し粗大ごみについては緩和ができるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員（新原春二） わかりました。花いっばいの関係につきましても、大きな市でありなんですが、いつも対象にするのは長島町なんですけども、あそこは町を挙げて花いっばい運動を年間を通してずっとやっていらっしゃるんですね。沿道に花壇もつくって、これは国の国道事業の關係の補助金を大概使っているんですけども、うちも国道はいっばいありますし、そうした方法も当然変えていらっしゃると思うんですけども。川内駅の關係については、職員の方が一生懸命して、本当に川内駅はきれいねと言われるぐらいに、ありがたいなと思っています。

ただ、これから推進事業、パイロット事業で仕組みづくりをされていくというのは非常にいいことだと思いますので、それは進めていただきたいんですが、その場合に、土とか堆肥とか、そういうものがなかなか調達難しい地域もあるだろうと思いますので、そういった手だても、今後また考えていただいて、堆肥をどこに行ったらもらえるよと、砂はどこへ行ったらもらえるよというようなことまで、そういったパイロット事業の策定の中で、そういうようなものまで検討されたら非常にいいかなと思いますので、これは提案にしておきたいと思います。

もう一つ、悪臭の關係なんですけども、国家試験の判定士ですか、その方がまだいらっしゃらないということなんですけども、企業の中で、いろいろな処理をされて、規制があつて、その規制は当然クリアをされているんでしょうけども、非常にまだにおいがひどくてというところがあるんですよ。そこら辺の方法は、地域にそういう悪臭の漂う地域の方々が、環境課のほうに電話を入れていただ

いて、課の方が調査に行かれると思うんですけども、なかなかそれがとまらないというところもありますので、ここでもう一回、それと事業者は限られていると思うんですけども、そういうものは指導をきちんとやってもらえればありがたいと思うんですが。——ずっと高齢的にそういうのが出てくると思いますので、場所的には、まだこそつといきますので、そういった一定の基準を持たないと出される側も、それをかぐ部分も非常に納得がいけないと思いますので、そこら辺の部分について、今後また調査をし、またみんなが認めるような体制をとっていただきたい。これは要望にかえておきます。

○環境課長（寺園良介）先ほど、肥料とか土とか、肥料につきましては汚泥再生処理センターが炭化物を無料で配布するようになっていますので、また、その広報やらもあわせてやっていきたいと思えます。大体、年間30トンほどは皆さんに配布できるんじゃないかなど。各地区コミに200キロぐらいの、限度をつけないといかんとすけども、地区コミ数は結構ありますので、その範囲内でいろいろな方法を御提示しながら、そういう形も、土のほうはまだ考えておりませんけど。

あと悪臭のほうは、うちも動いております、実際、昨年も1社、測定に行きまして、そういう状況がありまして、そこはもともとかなり、うちは通常から測定をしているところで、そういう状況、悪臭物質、濃度が高かったという状況が発生しましたので、即勧告をしまして、改善をしていただいたという実績もございますので、また何かありましたら。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑。

○委員（井上勝博）乾電池を追加したということで、私もちょっと知らなかったんですけど、旧市町村ごとに、まだ分類は統一されてないと。乾電池はもう最後だったということなんですかね。それとも、まだ分類されてないのが、統一されていないものがあるのかということが一つ。

それから、環境といった場合に、そういう悪臭の問題もあるんですけど、音もあるんです。振動というのも結構苦情が多いんですよ。特に道路脇の家が振動に悩まされて、よくそういう話をすると、県道だったり、市道だったりすると、市の管理、県の管理でやるだけですけども、我慢できな

いほどのものもあるわけですよ。

例えば、私びっくりしたのは、木造の家のくぎが全部出てくるんですね、振動で。そういう現象も起こったりするんですね。これも環境なんだろうと思うんですけども、そういった環境値というか、振動などについても基準というのがあるんだろうかということなんですけど、そこら辺ちょっと教えていただけますか。

○環境課長（寺園良介）分別の乾電池が最後かということなんですけど、乾電池もまた詳しく言っていなかったんですが、アルカリとマンガンだけです。ボタン電池なんかは、今までどおり不燃物で出していただく。ちいちゃなのがありますよね。アルカリとかマンガンの、結局単1とか単3とかございますよね、あれだけ資源に。実は不燃に入れてもらったんですけども、クリーンセンターのほうで、実は全部選別していたんです。それが非常にまた無駄なものですから、樋脇が分別されているし、1件でもそういう状況があるんだったら、今回全部統一しましょうということで、それぞれお宅に1冊ずつ、分別ハンドブックが届いていると思うんですけども、あれで全部統一されてますので、そういうことで御了承いただきたいと思えます。これですね。

しかも、これは500万ほど予算をもらっていたんですけど、広告いただきまして、ただでできましたので。ごみ出しカレンダーとあわせてですけども。

それから、騒音、振動は、うちのほうで4月から規制をかけていくんですけども、自動車の騒音、振動につきましては非常に難しいところがあります。それ以外の振動につきましては、いわゆる要保全施設、そういう騒音、振動を出すような機械を持っているところは全部届けをせないかんことになりますので、その届けを出しているところが、実際、そういう騒音を出したら、すぐ我々が指導ができるという形になります。

○委員（井上勝博）じゃあ、もう従来から統一されていたわけですよ。統一されていたんですけど、分類を追加したという、矛盾したように思えるんですよ。統一されていたんですけど、今度追加したというふうにおっしゃるから、そこら辺がよくわからないですね。

資源ごみに乾電池の分類を追加したと書いてありますね。今おっしゃったように、そのパンフレ

ットというのは、もう大分前からパンフレットは出されて、統一されているわけじゃないですか、全市的に。違うわけですか。今度からこれが入って、新しく統一されるということですね。わかりました。

そうすると、地域別に旧町村ごとに分類が違うというものは完全になくなって、統一されましたということで、そういう確認でいいのかどうかということと、それから、騒音については道路の騒音が苦情が多くて、何か計測器みたいなものがないだろうかなと。ちゃんとそれをはかって、うちはこの騒音というか、振動ですね、騒音というよりも振動で、夜中にながたという家が揺れるとか、そういうふうに言われるんですが、そういうものをきちっと計測して、ひどいところから早く対処すると。

そういう苦情があって、県道だったら県のほうに言うと、順番でやりますからということで、ひどいところを優先するという考えではないみたいなんですよね。だから、何かそういう測定するものがこちらでそろえられれば、そういったどれだけの数値がありますよと。ここはもう早くしてくださいと。市に対してもそうですけれども、そういうことができるのではないだろうかなと思うんですが、それについてのお考えですね、二つ。

○環境課長（寺園良介）分別につきましては、先ほどからハンドブックを、全市統一のやつをつくりましたので、そういうお考えで結構だと思います。

道路の騒音・振動につきましては、地点を決めて、同じ地点ですけど、決めて測定はやっているんですけども、道路の状況が問題なのか、走っている車が問題なのか、そこら辺もいろいろありまして、非常にどうしてもという場合は、測定機器もありますし、おっしゃってもらっても結構だと思いますけれども、なかなかその原因を特定するのが難しいというのはあります。

○環境政策グループ長（原 鴨幸）自動車騒音と道路交通振動についてなんですけれども、騒音、振動につきましては環境基準があります。その次にありますのが、道路に係る部分で、要請限度というのがございます。騒音につきましては、その要請限度を超えている道路があれば、道路管理者へ道路改善等の意見を述べるができることと、公安委員会へ交通規制等の要請ができるこ

と、それから、振動につきましては、道路管理者にもそういう改善の要請ができると。公安委員会と同じように道路管理者にも要請ができるということがございますので、まず、そういう苦情のある方は、もしそういう状況があれば言っていただければ、そういう臨時的な測定も実施して、それが要請限度を超えているようであれば、そういう意見を言ったり、要請したりということも可能かとは思いますが。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

御苦労さまでした。

△市民課の審査

○委員長（江口是彦）次に、市民課の審査を行います。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（江口是彦）まず、市民福祉部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（中川 清）それでは、市民課の概要を説明いたします。

市民課につきましては、本年2月に総合支援型窓口の整備が終わり、2階部門のサイン表示と支援型窓口システムが稼働しております。

また、今月の9日には、住民票等のコンビニ交付が市内の10カ所で始まっております。

それでは、市民課の当初予算の概要について説明しますので、本委員会資料の2ページをお開きください。

上から三つになりますが、主なものを説明いたしますと、拡充としまして、コンビニ交付に係る経費約560万円と国が行う戸籍副本管理システム、これの対応の改修費400万円、これは後ほど課長のほうで説明いたしますが、これを計上してございます。

以上、市民課の概要の説明を終わります。

○委員長（江口是彦）それでは、一般会計予算について、当局の補足説明を求めます。

○市民課長（田中晴樹）市民課でございます。

平成25年度薩摩川内市各会計予算調書の106ページをお開きください。

上段に記載してあります市民政策調整費は、人件費及び市民福祉部の全体に係る経費1億505万2,000円で、主なものは、行政事務嘱託員（電話交換・総合案内業務等嘱託員）5人と、その事項で所管する職員6人に係る経費でございます。

2番目、臨時職員雇上料は部内の臨時職員に関する経費でございます。

次に、下段の市民相談事務費は、市民相談事務に係る経費1,042万8,000円で、主なものは、消費生活相談員3人に係る経費、無料法律相談業務委託については、平成25年度より社会福祉協議会へ委託していました心配ごと相談事業を廃止し、より専門的な相談ができるよう無料弁護士相談事業を月2回から月3回へ増加を行っている状況でございます。

川内人権擁護委員協議会負担金は、鹿児島地方法務局川内支局管内4市2町、阿久根市、出水市、いちき串木野市、薩摩川内市、長島町、さつま町の人権擁護委員で組織する協議会へ人権擁護活動等に関する経費を負担するものでございます。

鹿児島県各市消費生活相談員連絡協議会負担金等は、県内の消費生活相談員が組織する連絡協議会の負担金や消費生活相談研修会における受講料でございます。

また、県の消費生活活性化基金を利用しまして、各地での消費生活講座や職員、相談員の研修、出前講座、消費生活講座、相談等に係る公用車の購入を行うこととしていただいております。

次に、107ページをお開きください。

上段の交通災害共済事業費でございます。これは、交通災害共済事業に係る経費1,450万円で、この事業は、鹿児島県市町村総合事務組合に加入し、事務組合において運営されているものでございます。主なものは交通災害共済給付事業負担金で、納付されました交通災害共済掛金を負担金として事務組合に支払っているものでございます。

同じく下段の戸籍住民基本台帳費で、戸籍・住民基本台帳事務に係る経費2億499万円で、主なものは行政事務嘱託員15人に係る経費、この内訳につきましては、市民サービスコーナー業務が2人、住民票等交付業務12名、本庁4人、各

支所それぞれ1人で、12名でございます。それと、下甌管内で行っています移動連絡車運行業務を行う嘱託員の計15名でございます。

一般職23人は、住民基本台帳事務に従事する職員で、本庁15名、支所8名に係る経費でございます。

戸籍情報システム機器保守委託等で、主なものは戸籍システムの運営に係る経費でございます。また、今年度は、平成25年9月から実施予定の法務省の副本データ管理システム運用に伴う戸籍システムの改修に係る経費を計上しているところでございます。

なお、その内容につきましては、市民福祉委員会資料の5ページをお開きください。

戸籍副本データ管理システムについて、1番目が、戸籍副本データ管理システムの背景でございます。東日本大震災のような災害が発生した場合に、正本・副本の両方を滅失してしまうことにより戸籍の再製が非常に困難になるということから、法務省では、戸籍副本データ管理システムの導入を平成25年9月末の稼働予定で進めているところでございます。

これを行うことによって、各自治体の現在と導入後の相違を書いております。

現在につきましては、年に1回、管轄法務局に磁気ディスクで送付しております。データ形式については、自治体の独自形式でございます。これが導入後は、業務日ごと、これは異動のかかったものをその日に転送するわけですが、センター、全国2カ所にLG盤を介して送付をします。データ形式については、法務省により定義された全自治体共通のデータ形式でございます。

2番目が、戸籍副本データ管理システムの概要でございます。左から市区町村がありまして、真ん中に副本データ管理センター、これが全国に2カ所できる予定でございます。それと、管轄法務局をつなぐということで、予算計上しています400万につきましては、市区町村の右側の市区町村専用装置、副本から副本に変換するという図がありますけれども、その中でデータ変換あるいは異動分の抽出のデータ変換等に係る経費を予定しているところでございます。

予算調書の107ページにお返りください。

鹿児島地方法務局川内支局管内戸籍住民基本台帳事務協議会負担金は、川内支局管内の4市2町

で構成する協議会への運営負担金でございます。

九州管内都市市民課主管者会議負担金は、九州都市、これは25市あるわけですが、窓口業務に関する共通問題等を調査研究する会議に必要な事務負担金でございます。

次に、108ページをお開きください。

住民基本台帳ネットワークシステム事業費でございます。

これは、住民基本台帳ネットワークシステム等に係る経費2,475万5,000円で、主なものは、住基ネットワーク機器の運営に係る経費や、平成25年3月から開始しましたコンビニ交付に係る委託料と、それに伴う自動交付機等の撤去費用を考えているものでございます。

それと、コンビニ交付運営負担金につきましては、コンビニ交付におけます証明書交付センターの運営に係る加入市町村の負担金で、人口割の人口15万人以下ということで300万円になっているところでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

予算調書の19ページをお開きください。

主な項目について説明いたします。

14款2項1目総務手数料4,654万9,000円は、戸籍謄本や住民票等の交付に係る手数料収入でございます。

15款3項1目につきましては、戸籍住民基本台帳費委託金20万3,000円は、外国人に対する住居地届出等事務委託金でございます。これは平成24年までは、外国人登録事務委託金ということで受け入れていたものでございます。

16款2項1目総務管理費補助金209万円は、県の消費者行政活性化事業補助金で、100%補助でございます。

16款3項1目総務費委託金22万8,000円は、人権の花運動事業委託金、それと戸籍住民基本台帳に関する人口動態事務委託金や公的個人認証事務の委託金でございます。

17款1項2目利子及び配当金5万5,000円は、医療福祉対策基金の利子でございます。

21款5項4目雑入1,598万7,000円につきましては、区市町村交通災害共済会費収入が主なものでございます。

以上で、市民課に関する説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。御質疑ありませんか。

○委員（井上勝博）無料法律相談業務が、月2回から月3回になるということで、かなり必要性というか、需要というか、市民が困っているのが多いのかなと思うんですが、この点については、こういう月3回にするということについては、どのような検討の結果になったということをお尋ねしたいのと、それから、戸籍副本データ管理システムのことなんですが、これはバックアップのことなんでしょうかね。災害時に全ての戸籍謄本などが消失したとかというのがあったわけですが、そういうバックアップ体制をどうするかということで、こういう考えが出てきたと。このLWANというのは、これは住基ネットワークと違うネットワークなんですかね、どういう回線を使うものなのかということ、その2点について。

それから、もう1点は、自衛隊員の適齢者名簿についてのまた提出が要請されているんじゃないかと思うんですが、ことしはどのようなことで要請が来ているのか、お尋ねしたいと思えます。

○市民課長（田中晴樹）無料法律相談の関係ですけれども、月2回から月3回にしたということですが、これの経緯なんかにつきましてですけれども、月2回でやっていたところですが、1人30分の6人で1日やっとならぬわけです。ただ、それに対する応募といいますか、広報で周知をするんですけれども、それに対する応募件数といいますか、それが多くて、まずふやしたというのが1点です。

それと、心配ごと相談等の廃止もあるわけですが、心配ごと相談の中でも、より専門的な相談を受けたいという御要望がありましたので、その件で弁護士の相談のほうの回数をふやしたという経緯があります。

心配ごと相談についてですが、これについては年200回ぐらい開催していたわけですが、だんだん利用率が低くなりまして、平成23年度は23件ぐらいになっておりました。そこで、委託事業としては、もうやめようという考え方をしております。社協のほうの考え方としては、平成25年度は自主事業で何回かやりたいということ聞いております。

次に、2番目の戸籍データのバックアップのことかということですが、まさに委員が言われるとおり、バックアップで安全性を確保しようということで、全国のそういう自治体のデータをバックアップしようという考え方で、この仕組みがとられているところでございます。

3番目が、自衛隊の名簿の関係ですが、今年度については、まだ要請はしていないところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） この件数が、弁護士への相談ごとについては、月2回、1人30分で6人、応募件数が多くなった。応募件数がどれだけ多くなったのか。できればちょっと数値的にも紹介してほしいと思います。

それから、もう一つは、このLGWANというのが住基ネットワークの回線なんだろうか、どういいう回線なんだろうかということなんです。

○市民課長（田中晴樹） LGWANの関係でありましたけれども、LGWANにつきましてはローカル・ガバメント・WANということで、自治体・国あるいは自治体と専用で回線をつないでいるWANのことでございまして、住基ネットもこのLGWANを利用しております。

それと、件数につきましては、直接弁護士協会のほうに電話が行くようになっておりますので、実際の件数的には把握しておりませんが、募集する段階で、弁護士会のほうから6件以上あるという報告的には受けている状況でございます。実際の件数として把握はしておりません。

○委員（井上勝博） 不思議なことに、例えば、民間でいうと、大手のデータベース会社がいろいろな事件が起こっているんですね。この間もエバーノートというデータベースの全てのパスワードが全部流出してしまったという事件が起こったり、その前にも何かいろいろ、そういう事件は絶えないわけですね。ところが、このLGWANというのは全然聞いてないんですが、実際はそういう漏えい事件というのは一切起こってないんですかね。その危険性というか、もし漏れたら大変なことだから絶対に起こらないようにしているんだとは思いますが、小さなトラブルとか、そういうものはないんですかね。そこら辺、情報はないですか。

○市民課長（田中晴樹） 現在の情報の中では聞

いておりません。LGWANにつきましては、全国の自治体も加入しておりますし、全自治体が、やはりそういうセキュリティーの面では気を配っているところでございます。暗号化とか、それぞれの改ざん防止なんかを注意しておりますので、現在の本市に入ってきた情報の中ではそういう問題的には何っていない状況です。

以上でございます。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

○委員（今塩屋裕一） 住民票等のコンビニの交付事業なんですけど、私の周りのほうはセブンイレブンでとれるということで、セブンカードをつくって、それで交付ができるんだというちょっと勘違いをしている人がいて、できれば、そういう市民課のATMの機械がありますよね。ああいったのをコンビニのセブンイレブンに、こういう機械ですからというふうに証明があれば助かるんですけどということと、あと金融機関によって、住民コードが載ってなかったら金融機関で印鑑証明をとったときに、住民コードが載っているやつでないのとれないと。でないと、市民課の窓口じゃないとれないという厳しい金融機関のところもあるみたいなんですけど。

広報等では、そういう感じで、住民コード番号が載ってないところがあるというふうには載ってたんですけど、広報では、みんな金融機関でとるときには、時間外でATMでとるときが多いもんで、その方が、そういったクレームがちょっと出たのと、そして勘違いの要望、せっかくいい事業というか、やっぱりコンビニで証明書をとれるということはすごく便利なんで、そういうようなことを改善は、今後はセブンイレブンにおける住民コード番号が出るんでしょうかね。

○市民課長（田中晴樹） 委員会から言われた状況につきましては、やはり住民の声を聞きながら、再度またそういう内容についても広報とかを利用して、また周知をしてみたいというふうに思っております。

それと、住民票コードの関係がありました。これについては、国の年金なんかの請求のときに、住民票コードを使ったやつが必要で、初年度はそういうコードが入ったやつを使えば、次年度からは、もう申請、現況届等とか要らないようなふうになります。そのような関係で使っているわけで

すけれども。住民票コードは機密性の高いもの
ということで、国のほうからの指導のほうでも、
本人確認ができないと、住民票コードが入ったや
つは発行しないようにというような通達なんかも
来ておりますので、その状況で、各市町村、住民
票コードの入った住民票については、自動交付機
でも発行ができないようにしてありますので、本
市の場合も、そういう形で発行できないというふ
うにしております。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査に入
ります。

当局、報告事項ありますか。

○市民課長（田中晴樹）特にございません。

○委員長（江口是彦）では、これより市民課の
所管事務について、質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（新原春二）今、コンビニにおける住基
カードを使った交付ができるということで、非常
にありがたいことなんですけども、そんな結構宣
伝もされてて、FM川内でもしきりにそのこと
について報道がされております。

したがって、今現在で住基カードの発行状況、
コンビニで発行しますよということで案内をされ
たこの方、結構ふえているのかどうか。最終的に、
今現在、住基カードはどの程度つくられているの
か、わかったら教えてください。

○市民課長（田中晴樹）住基カードの発行件数
ですが、2月末現在で2万1,759枚でございま
す。それと最近の状況なんですけど、今まで月
平均100件ちょっとだった状況でございま
す。ただ、2月につきましては323件というふう
にふえている状況です。また、3月につきま
しても、現在までもう100件を超えてお
りますので、今月についても超えるんじゃないか
という予想をしているところでございま
す。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありますか。

○委員（今塩屋裕一）この前も課長のほうにも
相談をしたんですけど、甌島の臨時ナンバーです

ね、それをこの前説明受けたときには、串木野の
ほうで臨時ナンバーがとれると。やっぱり甌の方
に言わせれば、薩摩川内市と旧川内市、1市4町
4村で合併したんだから、できれば川内、甌のほ
うにも時臨ナンバーが置けないのかなと。以前、
説明の中では、下甌手打のほうも置いてなかった
というふうにも聞いているんですけど、今、上
島・下島あるんですけど、せめてそういうナン
バーが許可を得て置けないでしょうかということ、
そういった意味で、民間業者が利益を求めるよ
うに、少しでも経費を抑えるように、陸運局に走
ったほうが良いということだったんで、臨時ナン
バーがあればすごく助かるんですけどという声
があったんですけど、今後そういった考えという
か、許認可をもらって、そういうをふうに置く
ことができないのかを聞かせてもらえればと思
います。

○市民課長（田中晴樹）臨時ナンバーの件
ですが、これにつきましては、薩摩川内市が許
可を得ていますので、あとは支所でするかど
うかという業務にかかわってくると思いま
す。

合併前の職員がおりましたので、ちょっと聞
いてみたわけなんですけども、下甌等につきま
しては、臨番の発行をやっていなかったという
ことで、現在でも、本庁と東郷と樋脇です
ね、それと島はしていないという状況でした
ので、その当時の考え方で、今継続をしてや
っているところでございます。

話もさせてもらったんですけども、必要性
というか、そこがあればやっていかないか
んじやないかというふうに思いますけれど
も、システムの関係もありますので、そこら
辺はまた協議をさせていただきたいという
ふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認
めます。ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午前11時45分休憩

~~~~~

午前11時46分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）ここで本会議に戻  
します。

以上で、市民課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

△市民健康課の審査

○委員長（江口是彦）次に、市民健康課の審査を行います。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（江口是彦）まず、市民福祉部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（中川 清）市民健康課の予算概要について、御説明をいたします。

委員会本資料の2ページ、9番目になります。

地域主権改革一括法によります県からの各市町村への権限移譲事務としまして、本市にも未熟児養育医療の給付と未熟児の訪問指導の経費、これが移譲されまして、これの予算約1,900万円を計上してございます。

母子保健事業のフッ化物応用普及啓発事業につきましては、24年度予算の6月補正に計上したものの拡充となります。

学齢期におけますフッ化物洗口の実施と、乳幼児期及び成人期以降におけるフッ化物効用の推進を図ってまいります。

国民健康保険直営診療施設勘定特別会計につきましては、予算総額9億4,696万円と、前年度に比べまして約4,700万円の増となっております。

主な増の要因としましては、4ページの22番以降になりますが、電子カルテシステム及び医療機器整備のほか上甌診療所の入院施設再開による医薬品衛生材料費等の増額を計上してございます。

以上で、市民健康課の概要説明といたします。

○委員長（江口是彦）それでは、一般会計予算について、当局の補足説明を求めます。

○市民健康課長（柿元美津江）よろしく御願いたします。

一般会計予算の説明に入ります前に、市民健康課の職員体制について御説明いたします。

課長、専門職、課長代理が各1名、主幹が2名、五つグループがあり、職員27人と嘱託10人で業務を行っております。

また、甌島には診療所がありまして、ドクター7名、看護師21名、事務10名、嘱託30名で業務を行っているところでございます。

それでは、一般会計予算について御説明申し上げますので、まず歳出のほうから説明いたします

ので、予算調書の122ページをお開きください。122ページでございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、事項、保健衛生一般管理費のうち市民健康課分の事業費は2億3,859万7,000円をお願いしております。

一般職員の職員給与費、救急歯科医療対策運営費、献血推進事務、その他保健衛生一般管理に係る経費を措置したものでございます。

経費の主なものは、予防接種健康被害調査委員会委員11人の報酬、本庁及び各支所の一般職員33名分の職員給与費、歯科医院休日当番事業補助金72万円でございます。

次に、下の段、事項、予防接種事故救済措置費の事業費は590万4,000円をお願いしております。予防接種法に基づく救済措置に係る経費でございます。経費の主な内容は、補助事業扶助費1人分でございます。

次に、123ページをお開きください。

事項、診療所管理費の事業費は176万8,000円をお願いしてあります。川内地域に所在する5カ所の診療所の管理及び運営に係る経費でございます。主な経費は、管理医への報償費151万5,000円でございます。

次に、下の段、事項、巡回診療事業費は、県が事業主体として実施いただいております甌島地域での眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科の巡回診療に係る経費104万円を措置しております。主な経費としては県への事業負担金50万円でございます。

次に、124ページでございます。

事項、保健対策推進事業費の事業費は233万3,000円をお願いしてあります。

健康づくりの普及、啓発を促進するための協議会及び適切な食生活を実践するための食生活改善推進員による活動等に係る経費でございます。

経費の主なものは、健康づくり推進委員、食生活改善推進員研修会出会謝金等132万4,000円、食生活改善推進事業補助金10万円が主なものでございます。

次に、下の段、事項、地域医療対策費では、救急医療を含む地域医療施設や医療従事者確保に関する経費並びに国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰り出しに係る経費4億1,423万6,000円をお願いしてあります。

表中、右側の経費の主な内容でございますが、

在宅当番医制運営委託など一次救急及び救急医療施設等運営補助金など二次救急医療体制の維持、充実を図る施策のほかには医師確保対策関係事業として、上から2行目の県医師修学資金貸与事業負担金、下から2行目の甌島地域医療従事者等奨学資金貸与金のほか、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金をお願いしております。

このほか、甌島地域の医療従事者等の確保を目的に、甌島地域医療従事者等奨学資金貸与者を対象とした、甌島地域の保健医療福祉関連施設の視察をしてもらう関連施設従事希望者現地視察事業も措置しております。

なお、事業概要につきましては、別冊の当初予算概要43ページ下の段から45ページに掲載しておりますので、御参照ください。

次に、125ページでございます。

4款1項2目保健センター管理費では、すこやかふれあいプラザ管理費の事業費は1,331万5,000円をお願いしております。すこやかふれあいプラザの維持管理に係る経費でございます。

経費の主な内容は、すこやかふれあいプラザ管理人3人の報酬、館内清掃業務委託と維持補修費として修繕費が主なものでございます。

次に、下の段、保健センター管理費の事業費は1,569万7,000円をお願いしてあります。樋脇、入来、東郷、祁答院、上甌の保健センター及び下甌健康管理センターの維持管理に係る経費でございます。

経費の主な内容は、樋脇保健センター空調設備点検委託、祁答院保健センター及び上甌保健センター共同アンテナ維持負担金が主なものでございます。

次に、126ページでございます。

3目保健指導費では、事項、保健指導費の事業費592万5,000円をお願いしております。保健事業に係る健康管理システム及び保健指導等の向上に係る経費でございます。

経費の主な内容は、健康管理システム保守管理委託、健康管理システム賃借料、北薩地区地域保健活動連絡協議会負担金、県地域歯科保健連絡協議会負担金が主なものでございます。

次に、下の段、母子保健事業費の事業費は1億5,062万1,000円をお願いしてあります。3～4カ月児の健康診査を初めとする各種母子保健事業に係る経費であります。

経費の主なものは、健康診査等医師及び歯科医師報酬、妊婦・乳幼児健診委託、コウノトリ支援事業補助金、こしき子宝支援事業補助金、妊婦健康診査補助金、未熟児養育医療事業、未熟児訪問指導が主なものでございます。

ここで、養育医療について御説明いたしますので、市民福祉委員会資料の11ページをお開きください。委員会資料の11ページでございます。

地域主権一括法による母子保健法に基づく低体重児の届け出受理、未熟児の訪問指導、養育医療助成の事務が、平成25年4月1日に県から市に移譲されることで発生する事務でございます。未熟児は諸機能に種々の欠陥があり、また疾病にかかりやすいため、出生後速やかに適切な処置をする必要があるため、家庭内で養育できる状態になった未熟児について訪問指導を行い、育児の支援を訪問指導のほうではいたします。

また、未熟児養育医療の給付は、医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療給付を行います。これまで保健所で行ってまいりました。実績につきましては表のとおりでございます。養育医療に係る市の負担は12ページのとおりでございます。

給付の流れ等についてのフロー図は12ページに掲げたとおりでございますので、お目通しいただきたいと思っております。

ここで、先ほど部長のほうからもありました歯科保健対策について御説明いたします。

学童期のフッ化物洗口を行い、効果的な歯科保健対策を推進するため、検討会を設置し、各団体と協議しながら進めていこうとするものでございます。

済みません。このフッ化物については資料はつけておりません。

平成24年度から3年間のモデル事業として実施いたしました。平成24年度では9校に説明を行い、実施する運びに、陽成小、平成中がなっております。平成25年度につきましては20校に、平成26年度につきまして、さらに20校に説明会を行う予定にしております。

それでは、また調書に返っていただきまして、127ページをお開きください。

事項、健康増進事業費の事業費は1億3,627万2,000円をお願いしております。がん検診等を初めとする各種検診に係る経費で

ございます。

経費の主な内容は、行政事務嘱託員、がん検診等の委託が主なものでございます。

ここで、がん対策等について御説明いたしますので、済みません、また委員会資料を見ていただきまして、13ページでございます。13ページをごらんください。

まず、本市の標準化死亡比をお示いたしました。これは標準的な年齢構成にあわせて死亡率を見ております。全国を100としまして、100を超えると死亡率が高いということになります。本市は、男性の肺がんと男女の脳卒中が100を超えております。平成24年度のがん健診の受診率は表のとおりでございます。

14ページをごらんください。

受診率向上の新規の取り組みといたしまして、平成25年度は39歳と59歳を対象とした健康教室を開催し、健康づくりの意識啓発を行う中で、がん健診の重要性について周知する予定でございます。特に肺がんについて、禁煙対策を中心に周知を行う予定でございます。

15ページをごらんください。

市単独で実施しておりますがん検診につきましては、予算軽減のため、自己負担額を表のとおり増額させていただく予定でございます。

それでは、済みません、また調書のほうに移っていただきまして、127ページです。

4款1項4目予防費では、事項、感染症等予防費の事業費は2億6,832万3,000円をお願いしております。風疹や麻疹、子宮頸がんを初めとする各種感染症の予防及び予防接種に係る経費でございます。

経費の主なものは、看護師業務嘱託員と麻疹・風疹混合ワクチンの購入、医療機関への予防接種委託が主なものでございます。

ここで、子宮頸がん等の予防接種の定期化について御説明いたしますので、済みませんが、また委員会資料をあけていただきまして、10ページをごらんください。10ページでございます。

平成23年4月1日から任意接種といたしておりました子宮頸がん・ヒブ小児用肺炎球菌予防接種が、平成25年4月1日から定期の予防接種となりました。定期となりますと、もしもの事故の場合に手厚い救済が受けられるという利点がございます。公費負担の割合につきましては、3ワク

チンにつきましては、補助金と地方交付税で9割でしたので、市の負担は1割でした。ここにつきましては市の負担は変わりません。

今回、これまでほかの定期予防接種につきましては、地方交付税が2～3割で、残りを市で負担しておりましたので、ここを9割、地方交付税ということになりますので、このことが市の負担が軽減されるということになります。

今後も、予防接種の接種率向上に努めてまいりたいと思います。

済みません。調書の128ページをごらんください。128ページでございます。

5款1項1目労働諸費、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費のうち市民健康課分は、介護予防評価事業費で479万7,000円お願いしております。緊急雇用創出事業に伴う介護予防業務嘱託員の人件費でございます。

事業概要として、介護予防事業を推進するために、要介護状態となるおそれの高い高齢者について、事業不参加の実態調査及び平成24年度に行いました高齢者の基本チェックリストを返信していただかなかった高齢者の把握の調査、また、事業への参加勧奨を行うとともに、現在実施している事業の評価を行うものでございます。

以上で、市民健康課に係る歳出の説明を終わります。

○委員長（江口是彦）済みません。説明の途中ではありますが、歳入については午後から再開してからお願いしたいと思います。

○市民健康課長（柿元美津江）わかりました。

○委員長（江口是彦）では、ここで休憩したいと思います。

再開は、おおむね午後1時を予定しております。お願いします。

~~~~~

午後0時 3分休憩

~~~~~

午後0時58分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）休憩前に引き続き会議を開きます。

市民健康課長の説明、お願いします。

○市民健康課長（柿元美津江）よろしく願いいたします。

続きまして、市民健康課に係る一般会計歳入予

算について御説明申し上げます。

予算調書の25ページをお開きください。

25ページでございます。

13款2項2目衛生費負担金158万6,000円でございます。権限移譲による未熟児養育医療負担金でございます。

14款1項3目衛生使用料、予算額63万8,000円でございます。すこやかふれあいプラザ及び樋脇保健センターの施設使用料並びに電柱、自動販売機等の行政財産使用料でございます。

次に、15款2項3目衛生費補助金、予算額725万2,000円であります。これは、女性特有のがんである乳がん、子宮がん及び大腸がんの検診に係る疾病予防対策事業費等の補助金でございます。

次に、16款1項2目衛生費負担金、予算額1,268万4,000円でございます。これは未熟児養育医療費の県の負担金でございます。

次に、16款2項3目衛生費補助金、予算額1,446万4,000円でございます。

これは、予防接種健康被害調査委員会補助金、予防接種事故救済補助金、糖尿病や高血圧等の健康教育、骨粗しょう症・肝炎ウイルス・歯周疾患等の健康診査などに対する健康増進事業費補助金、地域自殺対策緊急強化事業補助金、離島地域出産支援事業補助金、共同利用型病院運営事業補助金、鹿児島県地域振興推進事業補助金でございます。

次に、16款3項3目衛生費委託金、予算額23万4,000円で、理学療法士等の免許申請・更新等、権限委譲事務の委託金でございます。

次に、21款2項4目、予算額122万3,000円あります。これは、共同封筒広告料、コピー代実費収入、私用電話料、樋脇保健センター等の光熱水費等実費収入、すこやかふれあいプラザの電気・水道料実費収入金であります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

恐れ入りますが、各会計予算書予算に関する説明書の8ページをごらんください。8ページでございます。

第2表債務負担行為、下から3行目、甑島地域医療従事者等奨学資金貸与事業は、医師1名、看護師等1名、計2名分の平成36年度までの債務負担行為を設定させていただいております。

平成25年度は、医師1名、その他1名、現在の予算は250万円でございます。また、平成

26年から平成36年まで2,160万円でございます。

以上で、市民健康課に係る一般会計歳入予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）市民福祉委員会資料の15ページの検診の自己負担金についてなんですが、他市の例からすると、確かに薩摩川内は安かったんだなと。また、乳がん検診についても、30歳は鹿屋、霧島の実施がなかったんだなという、すぐれた面というのはあるんですが、しかし、検診を広げて、早期発見、早期治療という点では非常に大事なもので、自己負担額を引き上げるとするのは、それからすると逆行していると思うんですが、このことによって、要するに市の財政がどれだけ負担が少なくなるのかということについては、どういう計算をしているわけですか。

○市民健康課長（柿元美津江）まずもって、ここで言うております検診につきましては、国・県がしなさいよと言っている検診ではなくて、薩摩川内市独自の検診で、この項目はあったということをお理解をいただきたいと思っております。

したがって、鹿屋、霧島、実施してないものもあり、あるいは実施していても、私どもよりも少し高かったりというものがありましたので、そういうものであったというのをまず御理解をいただきたいということと、特に30代の乳がんにつきましては、40代から実際やるんですが、30代につきましては、検査の仕方も違って、実は超音波検査、30代は乳がんはしないといけなくて、40歳から以上がマンモグラフィというのを検査するということになっておりまして、その検査の仕方も違うというようなこと等もありまして、この30代は、もうやめたほうがいいのかというような検討もあつたんですけれども、今ほど、井上委員からあつたように、やっぱり重要な検査なんではないだろうか。そこからもがんの人も1名ではございますが、見つかっているという経緯等もありまして、そこにつきましては残したという経緯がございます。

細かな数字につきましては、いましばらくお待ちください。

○市民福祉部長（中川 清）数字については後ほど計算したものを委員会のほうにはお出ししたいと思いますが。

私どもの議論としては、財政運営プログラム、初年度になるわけですので、その金目ベースで幾ら削減ができるのか、そういう議論ではなくて、まず姿勢として、ほかの市を見た上で、もう少し充実すべきところ、あるいは見た場合に、一定の効果もあったし、あるいは比較した場合も、その減免の措置というのが大きいものについては、そこを少しならしてから平準化した後に、その次のまた議論というものをすべきだということで、この中では、今ほど申し上げましたとおり、幾ら削減効果が少ないから、今のままでいいとか、そういう議論ではなくて、やはり初年度としてはしっかり、その部分は議論してきたつもりです。

それから、乳がん検診については、これは女性50人委員会の御意見もあって、創設をしたものもありますので、この分については、もう少し検証の余地が、時間が必要じゃないかということ引き上げだけにとどめておりますが、これも効果次第では、今後については、この鹿屋、霧島がやってないと。40代から実施をされているんだと思いますが、ここの30から40未満の分についての今後の議論というものも引き続き検討していきたいというふうには思っております。

資料のほうについては、後ほど資料としてお出しをしたいと思います。

以上です。

○委員（井上勝博）かつて、今塩屋委員の友達で、若くして乳がんになって、早期発見できなかったために、小さいお子さんを持ちながら亡くなったというケースがあって、非常に心を痛めることがあったんですけども、やっぱりできるだけ検診については負担を軽くして、できれば無料にして、逆にそういう医療費を上げない効果があるわけですので、流れを逆にしないというようにしていただきたいというふうに思います。

○市民福祉部長（中川 清）基本的に、健康は自分で守るとするのが原則ですので、診断というのは、当然自己負担で全額やるというのが、健康診断はやるべきところを市のほうで助成をして、その軽減措置をとっているということですので、その軽減の割合がどうあるべきかという部分は、全体のやはり財政の中で議論をし、そういった状

況であることも市民の皆さん方にも御理解いただくというようなことも必要ではないかというふうに思っております。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第59号一般会計予算に係る審査を一時中止します。

△議案第71号 平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

○委員長（江口是彦）次に、議案第71号平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○市民健康課長（柿元美津江）で専門職に説明をさせていただきます。

○専門職（宍野克己）それでは、議案第71号平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の説明をいたします。

今回は、従来 of 予算調書でなく、市民福祉委員会資料で説明をさせていただきますので、市民福祉委員会資料の18ページをお開きください。

まず、表がございしますが、表の下のほうの歳出のほうから説明をいたします。

歳出のほうの上のほう、総務費は診療所の管理運営に関する経費で、職員の人件費や施設の維持補修費、医師の資質向上のための研究・研修の費用などでございます。

平成25年度は6億477万円で、前年度比較では3,312万4,000円の増額となっております。増額の主な要因は、表の下の(1)予算増の主な要因にもありますとおり、国民健康保険特別調整交付金を活用し、耐用年数の経過した電子カルテシステムの機能を含むレセプトコンピュータ20台を更新するための費用を備品購入費に2,733万2,000円計上したことによるものでございます。また、人件費は、6診療所の職員、嘱託員、臨時職員、計85名分の4億7,587万円であり、前年度とほぼ同額でございます。

次に、医業費でございますが、これは、医療機器の更新費用や検査業務等の委託費用及び医薬品

の購入費用、入院患者の給食費用などでございます。

平成25年度は3億2,404万2,000円で、前年度比較では1,863万1,000円の増額となっております。

増額の主な要因は、平成24年度より入院施設を再開した上甌診療所の医薬品費を1,000万円増額したほか、各診療所の使用実績による見直しで、前年度に比べ、医薬品費を1,717万6,000円増額したことによるものでございます。

次に、公債費であります。これは起債の償還のための費用であります。平成25年度は1,514万8,000円で、前年度比較では470万5,000円の減額となっております。

次の予備費でございますが、緊急的な対応のための費用で、前年度と同額の300万円を措置しております。

歳出の合計は9億4,696万円となっております。

次に、歳入であります。表の上のほうでございます。主なものを御説明申し上げます。

まず、診療収入でございますが5億2,521万円を見込んでおり、前年度比較では2,053万9,000円の増額となっております。増額の主な要因は、上甌診療所に平成23年7月から常勤医が赴任、平成24年4月から入院施設を再開したことにより、診療収入を増額したものでございます。

次に、上から5行目の繰入金でございますが、4億1,135万4,000円で、前年度比較では2,686万9,000円の増額となっております。

内容といたしましては、国保事業から繰入金が5,771万1,000円で2,047万1,000円の増額、一般会計からの繰入金が3億5,364万3,000円で639万8,000円の増額となっております。

平成25年度の予算規模は、歳出と同額の9億4,696万円で、前年度比較では4,705万円の増額となっております。

次のページをお開きください。

平成25年度の主な事業について御説明いたします。

甌島の診療所において、医師及び看護師等の医

療従事者の確保が大きな問題となっておりますが、①、②のとおり、臨時医師や代診医を確保する経費を合わせて539万3,000円、また、③は、長浜診療所及び手打診療所の診療業務を支援する経費として840万円を計上しております。

また、関連事業といたしまして、参考にありますように、一般会計において、甌島地域医療従事者等奨学資金貸与事業や奨学資金の貸与者に、甌島の医療福祉関連施設を見学してもらい、貸与者の確実な確保につなげる関連施設従事希望者現地視察事業、また、診療所の経営改善を図るため、看護師研修会や診療報酬明細書点検指導事業を行う診療所職員スキルアップ事業などを措置しております。

また、別冊の予算調書につきましては、歳入が326ページの入院収入から332ページの雑入にかけて、歳出が333ページの一般管理費から337ページの予備費にかけて、事項の内容、経費の主な内容を記載してございますので、お目通し願いたいと思います。

事業概要につきましては、別冊の当初予算概要の45ページの下の方、鹿島診療所医師確保事業から47ページの上の方、診療業務支援事業に掲載してありますので御参照願いたいと思います。

なお、市民福祉委員会資料別冊3の6ページに、歳入・歳出における予算費目の解説も掲載してあります。

以上で、平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないものと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 討論はないと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査に入ります。

当局の報告を求めます。

○市民健康課長（柿元美津江）特にございませ
ん。

○委員長（江口是彦）これより市民健康課の所
管事務について質疑に入ります。

御質疑願います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないものと認めま
す。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午後1時18分休憩

~~~~~

午後1時20分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）ここで本会議に戻します。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

△保険年金課の審査

○委員長（江口是彦）次に、保険年金課の審査  
に入ります。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（江口是彦）まず、市民福祉部長に概  
要説明を求めます。

○市民福祉部長（中川 清）保険年金課の予算  
概要について御説明をいたします。

一般会計におきましては、医療費の増によりま  
す後期高齢者医療広域連合会への負担金の増や、  
国民健康保険事業特別会計の安定的な運営を確保  
するための繰出金のほか、拡充事業としましては、  
本委員会資料の2ページの11番になりますが、  
後期高齢者の重複・頻回受診者訪問指導事業  
82万4,000円を計上しております。

1ページをお開きください。

特別会計欄の国民健康保険事業特別会計につき

ましては123億1,243万円を計上しており  
ます。医療費の増によりまして、前年より約  
6,600万円の増となっております。

新規事業としましては、3ページの24番に記  
載しておりますが、糖尿病性腎症重症化予防事業  
としまして441万円を計上しております。

特定健診未受診者対策として、昨年に引き続き  
コールセンター委託約340万円を計上し、未受  
診者への働きかけを積極的に行うことといたして  
おります。

1ページにお戻りください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、  
11億354万円を計上しております。被保険者  
の増によります後期高齢者広域連合納付金の増に  
より、前年対比約1,700万円の増となってお  
ります。

以上で予算概要の説明を終わります。

○委員長（江口是彦）ここで審査を一時中止し  
ておりました議案第59号一般会計予算を議題と  
します。

当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）それでは、議案第  
59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算のう  
ち保険年金課分について御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。

予算書は、73、84、85ページになります  
が、事業内容は予算調書により説明をさせてい  
ただきたいと思っておりますので、予算調書の129  
ページをお開きいただきたいと存じます。129  
ページでございます。

まず、129ページの上段でございます。

事項、国民年金事務費については、国民年金事  
務に係る業務を行うための経費で、窓口業務嘱託  
員1名の報酬、一般職員2名分の給与費、臨時職  
員に係る賃金などの人件費と、老齢基礎年金等の  
裁定請求や被保険者異動処理及び相談業務など  
に要する事務経費でございます。

次に、下の表になります。

事項、国民健康保険対策費については、国民健  
康保険事務事業に係る経費で、窓口業務嘱託員  
1名の報酬、一般職員16名の給与費等の人件費  
ほか国保基盤安定負担金などの国民健康保険事業  
特別会計繰出金等でございます。

なお、繰出金については法令等で定められた法  
定繰出金6億4,455万円と、国民健康保険事

業特別会計の財政支援分として法定外繰出金2億5,000万円を計上しております。

次に、予算調書の130ページをお開きください。

事項、後期高齢者医療対策費においては、後期高齢者医療事務事業に係る経費を計上するもので、保険証等発送業務委託や長寿健診委託料、保険基盤安定分の後期高齢者医療事業特別会計への繰出金などを計上しております。

次に、歳入について御説明いたしますので、返っていただきまして、27ページをお開きください。27ページでございます。

1行目の15款1項2目衛生費負担金では、主なものは、節、国民健康保険医療助成費負担金で、国民健康保険被保険者の軽減措置に対する国の負担分でございます。

次の15款3項2目民生費委託金では、国民年金事務に係る経費に対し、国から交付される事務費交付金でございます。

次の16款1項2目衛生費負担金では、主なものは、節、国民健康保険医療助成費負担金であり、これは国民健康保険被保険者の軽減措置に対する県の負担分でございます。

また、次の後期高齢者医療助成費負担金は、後期高齢者被保険者の軽減措置に対する県の負担分でございます。

次の21款5項4目雑入では、主なものは、後期高齢者の長寿健診に対する鹿児島県後期高齢者広域連合からの補助金1,554万3,000円などでございます。

次に、事業の変更や新規事業等について、その概要を説明させていただきたいと存じますので、市民福祉委員会資料別冊1として提出をさせていただいております。別冊1の1ページをお開きいただきたいと存じます。別冊1の1ページでございます。

まず、1の国民健康保険特別会計への財政支援については、先ほどの説明の中で申し上げましたので、御参照いただきたいと存じます。

次に、2、4款1項7目後期高齢者医療対策費に関しまして、拡充として、重複・頻回受診者訪問指導事業について増額をしております。これは、被保険者の中には医療機関等へ重複して、あるいは頻繁に受診される方がおられ、こういった方々に対して訪問し、同一症状での複数の病院を受診

しない、あるいは必要以上の受診を控えるよう促すことで、受診状況の改善を行い、ひいては高騰する医療費の抑制を図ろうとするものでございまして、2ページをお開きいただきたいと存じますが、2ページの(1)予算額の推移という表の中にありますように、平成24年度訪問回数20回だったものを、平成25年度は80回以上の訪問回数にふやし、医療費の削減効果を高めようとするものでございます。

以下の記載内容については、御参照いただきたいと存じます。

以上で、一般会計予算に係る保険年金課分の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長(江口是彦) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(江口是彦) 質疑はないものと認めます。

ここで、議案第59号一般会計予算に係る審査を一時中止します。

△議案第70号 平成25年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算

○委員長(江口是彦) 次に、議案第70号平成25年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長(中村 真) それでは、議案第70号平成25年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算について、御説明いたします。

予算書は341ページから384ページに、予算調書は301ページから325ページになっております。

なお、保険年金課の各特別会計につきましては、費目が多岐にわたり予算書では多ページになりますので、説明用としまして、先ほど一般会計の事業説明でも使用させていただきました市民福祉委員会資料別冊1に取りまとめてございますので、主に本資料を使って説明させていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと存じます。

国保特別会計については、市民福祉委員会資料別冊1の3ページ以降になります。

また、歳入の国民健康保険税の関係につきまし

ては、税務課から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、予算内容について御説明申し上げます。

まず、歳出から説明させていただきますので、別冊1の5ページをお開きいただきたいと存じます。5ページでございます。

1款1項総務管理費は、高齢者受給証等郵送料や保険証等発送業務委託等の委託料や国保連合会への負担金及び広報共同事業負担金等が主なものでございます。

次の1款2項徴税費は、納付書等の郵送料やコンビニ収納用の納税通知書作成等の業務委託料が主なものであります。

次の1款3項運営協議会費は、国保運営協議会の委員報酬及び旅費でございます。

次に、2款1項療養諸費は、疾病、負傷等及びコルセット、鍼灸等の費用に対する保険者負担分及び審査支払事務に係る手数料でございます。

次の2款2項高額療養費は、一部負担金が高額となった場合、一定額を超える部分が支給される高額療養費と前年8月から本年7月までの1年間の医療保険及び介護保険の自己負担の合計額について、一定額を超える部分が払い戻されます高額介護合算療養費を計上しております。

次の2款3項葬祭諸費から2款5項出産育児諸費については、それぞれの給付費を、それから出産育児一時金支払手数料を計上しております。

次の3款1項後期高齢者支援金拠出金は、後期高齢者医療制度に係る医療費の4割相当部分を被保険者数に応じて各保険者が負担する支援金とそれに対する事務費負担分で、支払基金に支払うものでございます。

次に、4款1項前期高齢者納付金等は、65歳から74歳までの前期高齢者の保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、各保険者の加入数に応じて費用負担を調整するものであり、本市負担分の納付金と事務費分を計上しており、支払基金に支払うものでございます。

次に、5款1項老人保健拠出金は、老人保健医療費の精算に係る保険者負担分と事務費負担分で、支払基金に払うものです。

次に、6款1項介護納付金は、介護保険、第2号被保険者に係る保険者負担分で、支払基金に支払うものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

次に、7款1項共同事業拠出金は、高額医療の多発による国保財政への影響を緩和するため、80万円以上を都道府県間で、30万円以上80万円未満を県内市町村間で調整するもので、国保連合会へ拠出するものでございます。

次に、8款1項特定健診保健指導事業費は、保健指導業務嘱託員4名及び特定健診等業務嘱託員1名の報酬等人件費のほか、特定健診委託料等を計上しております。

平成25年度におきましても、治療中の者のデータを医療機関から提供してもらう特定健診情報提供事業のほか、事業所健診受診者から情報を提供いただく事業所健診データ収集事業などに取り組むこととしております。

次の8款2項1目疾病予防費では、診療報酬明細書磁気テープ作成業務委託や糖尿病性腎症重症化予防業務委託等の委託料、人間・脳ドック、温泉保養補助に要する経費を計上しております。

なお、糖尿病性腎症重症化予防業務に係る新たな取り組みについては、後ほど改めて説明をさせていただきますと存じます。

次の4目医療費適正化特別対策事業では、診療報酬明細書点検業務嘱託員1名、医療費適正化業務嘱託員1名に係る報酬のほか、医療費通知に係る郵送料、レセプト点検業務の国保連合会への手数料やジェネリック医薬品差額通知等業務委託などの経費を計上しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

次の3項1目早期介入保健指導事業費は、市民健康課に執行委託を行い実施しているもので、糖尿病予防教室に関する経費が主なものでございます。

次の9款1項基金積立金は、国民健康保険基金の利子になります。

次に、11款1項償還金及び還付加算金は、過年度の税等過誤納金の払戻金や国庫支出金等清算返納金などでございます。

次の11款2項1目直営診療所施設勘定繰出金は、甌島地域の国保直診の運営に係る赤字補填分として交付された調整交付金を施設勘定特別会計へ繰り出すものでございます。

次の2目一般会計繰出金は、収納率向上特別対策事業に係る一般会計への繰出金になります。

以上が歳出になります。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、前に返っていただきまして、3ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、税務課から国税等の説明の後、引き続き保険年金課分を説明させていただきます。それでは、税務課から説明をいたします。

#### ○税務課長（大木幹生）税務課でございます。

一部収納課の滞納繰越関係もあわせて、本特別会計の歳入に係る分の国民健康保険税について説明いたします。

御案内のとおり、国民健康保険税は、国保事業の健全な運営を確保するため、重要な財源として国税条例に基づいて課税いたしているものであります。

一番上の1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は、75歳未満の加入者全員が対象となる医療給付費分及び後期高齢者支援分と40歳から65歳未満の加入者が対象となる介護給付費分、それぞれ現年課税分と滞納繰越分合わせて16億6,209万7,000円を計上いたしております。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、退職被保険者等に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分、及び介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分合わせて1億2,807万5,000円を計上しています。

2款使用料及び手数料、1項手数料、2目の督促手数料は、国税未納者に対する督促手数料の納付見込み額を前年度並みで計上いたしております。

以上で歳入に係る税務課及び収納課所管の国税関係の説明を終わります。

#### ○保険年金課長（中村 真）引き続きまして、保険年金課に係る歳入について御説明いたします。

3款1項国庫負担金は、療養給付費等に係る国庫負担分でございます。

次の3款2項国庫補助金は、国庫から支出される財政調整交付金で、普通調整交付金と特殊要因に対して交付される特別調整交付金がございます。特別調整交付金の内容は、説明欄に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと存じます。

次に、4款1項療養給付費交付金は、退職被保険者分に係る療養給付費等に対し交付されるものでございます。

次の5款1項前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの医療費について、保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、各保険者の加入数に応じて費用負担を調整するものでございます。

次に、6款1項県負担金は、国庫負担金と同様に療養給付費等に係る県負担分でございます。

次に、7款1項共同事業交付金は、80万円を超える高額な医療費の発生に対して都道府県単位で調整が行われる共同事業交付金と、1件30万円以上80万円未満の医療費について都道府県内で調整が行われる保険財政共同安定化事業交付金であり、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、交付されるものでございます。

次に、9款1項他会計繰入金では、一般会計からの法定繰入金として、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児一時金に係る繰入金を計上しております。

また、その他繰入金として、同事業の赤字補填分2億5,000万円を計上しております。

続きまして、4ページをお開きください。

10款1項繰越金は、退職被保険者に係る医療費の前年度分の実績見込みが少なかったことによる療養給付費が本年度へ繰り越されたもの、また、一般被保険者に係る医療費の前年度分の実績見込みが少なかったことにより本年度へ繰り越されたものでございます。

次に、11款諸収入、3項雑入では、交通事故の賠償金に係る第三者納付金や過誤調整による医療機関からの返納金、また、健康教室等の参加者負担金を計上しております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたしますので、予算書・予算に関する説明書の384ページをお開きいただきたいと存じます。384ページでございます。あちこち飛びまして申しわけございません。

債務負担行為につきましては、コンビニ収納に伴います国民健康保険税納税通知書作成等業務委託において、平成26年度、1年間について、限度額300万円を設定しておりますが、これは契約期間が年度をまたがるために設定するものでございます。

続きまして、制度改正及び新規事業等の概要について説明をさせていただきますので、大変申しわけございませんが、市民福祉委員会資料別冊

1に返っていただきまして、8ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、1、平成25年度国民健康保険制度の改正等について説明させていただきます。

(1) 高齢者医療の負担軽減措置につきまして、70歳以上75歳未満被保険者の一部負担金の1割から2割への見直しについて、本来、制度的には2割負担でございますが、国の政策として1割負担としてきていたもので、平成25年度も平成24年度に引き続き、従来どおりの1割負担とするものでございます。

次に、(2) 保険税軽減制度に係る特例について。これまで、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、軽減を受けている世帯につきまして、国民健康保険の被保険者でなくなった者を含めて、軽減対象基準額を算定することとしている措置が時限立法になっていたところでございますが、今後についても従前と同様の軽減措置を受けられるよう、期限を区切らない恒久措置となったところでございます。

次に、(3) 世帯割りに係る配慮について。特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1軽減する措置がございしますが、5年経過いたしますと2分の1といえども急激に保険税額が上がりますので、激変緩和の措置として、さらにその後3年間について4分の1を減額する措置を講ずるものでございます。

特定世帯の意味については、米印に記載してございますので、参考にしていただければと思います。

以上が、制度的な変更点になりますが、続きまして、その下に参考として、現在、国の方で進められております社会保障制度改革国民会議の進行状況について取りまとめしております。

詳細については、お目通しいただきたいと思っておりますが、これまで6回の会議が持たれております。資料は4回までを掲載させていただいております。5回目の会合については、地方3団体へのヒアリング、意見交換が行われ、つい先日、6回目が行われておりますが、国民会議におけるこれまでの議論の確認や基本的な考え方の整理に向けた議論がなされたようでございます。

(2) に検討項目として、医療関係分が記載されておりますが、国保や年金などの制度についても検討課題が抽出され、議論が進められていくも

のと考えております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

平成25年度の新規事業等について説明させていただきます。

2、疾病予防費で、新規事業、糖尿病性腎症重症化予防事業として、予算額441万円を措置しております。

本事業につきましては、1、目的にありますとおり、糖尿病患者がふえてきている今、糖尿病の重症化を防ぎ、医療費の適正化、ひいては医療費の増加を抑えることをねらった事業であり、糖尿病起因で透析に至る患者を早期に保健指導等を行い、効果的な保健事業を図ろうとするものでございます。

2の事業概要であります。①の対象者にありますように、平成23年度から実施、蓄積しておりますレセプトデータを用いて、①から③にあります医療費分析を行い、289人の該当者の中から、平成25年度は30人を抽出して実施しようとするものでございます。

(2)の事業内容でございますが、まずは、この事業につきまして、医師会を初め関係医療機関に協力依頼を行い、抽出した該当者には同事業の案内を行い、参加同意をいただきまして、関係医療機関に対しては指導内容の報告、該当患者に対しましては面談等による指導を実施していこうというものでございます。市民健康課の保健師の協力等をいただきながら進めていくこととしております。

10ページをお開きください。

10ページには、参考としまして、広島県呉市における先進事例のイメージを掲載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

3として、平成25年度薩摩川内市国民健康保険事業計画として、14ページまで掲載しております。

本計画は、平成25年度の国民健康保険事業推進のための計画で、さきに開催しました国民健康保険運営協議会に報告し、承認をいただいたものでございます。

内容の詳細については、御参照いただきたいと存じますが、簡単に概要のみ説明させていただきます。

1、基本方針とありますが、現在の国民健康保

険事業を取り巻く状況を説明して、ページ下のほうにあります（１）から（６）までの主要施策を定め、実施していこうとするものでございます。

次に、２の具体的対応策については、（１）収納率向上対策の推進では、収納率の目標を現年度91%、滞納繰越分を13%としております。

続きまして、12ページをお開きください。

（２）では、一般会計からの繰り入れによる財政支援として、先ほど予算説明の中で説明しました内容を記載しております。

（３）では、適用の適正化の推進として、従来方針を継続して実施することとしており、（４）医療費適正化対策の推進では、従来方針を踏まえ、ジェネリック医薬品差額通知事業で蓄積するデータを分析して、有効かつ効率的な保健指導に生かす取り組みや、先ほど説明いたしました糖尿病性腎症重症化予防事業を行うこととしております。

次に、（５）特定健診・特定保健指導の推進につきましては、第2期特定健康診査等実施計画を平成24年度改定させていただいたところでございますが、これをもとに、平成29年度に特定健診、特定保健指導とも目標を60%として、これを達成するための取り組みを平成25年度も実施していくこととしております。特定健診未受診者に対する電話勧奨や事業所検診受診者のデータ収集等を行うこととしております。

第2期特定健康診査等実施計画につきましては、前回の同委員会の中で改定内容について説明をさせていただいており、このたび計画書ができましたので、別添資料としてお配りしてございますので、御参照いただければと存じます。

14ページの下のほうをごらんください。

次の（６）国民健康保険直営診療所の運営及び経営改善の推進については、従来方針を継続していくこととしております。

以上で国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○委員長（江口是彦）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。質疑はありませんか。

**○委員（井上勝博）** 予算に関する説明書の中で、保険税が、昨年度よりも税収を減らしているわけですが、それはどういう要因があるのかということをお尋ねしたいのと、それから、2億

5,000万円の法定外の繰り入れをしているわけですが、去年までは3年を見てということで、3年間というのを一つの期限にしていたわけですが、今後については、私は以前から言っているように、国保税が余りにも高過ぎるので、軽減するためにも、保険税を下げるためにも、さらに繰り入れをしていただきたいということを言っているわけですが、今後についてはどのようにお考えなのか、この2点についてお願いします。

**○市民福祉部長（中川 清）** 繰り出し金の今後の考え方について回答させていただきますけども。今の別冊1の11ページ、基本方針の中の真ん中よりちょっと上ですけれども、国の状況を記載してございます。国では、3行ほど抜かしますが、また書きからですが、一体改革大綱では、消費税引き上げとともに、市町村国保に最大2,200億円の公費を追加投入し、低所得者の保険料への財政支援の強化を行いというふうに記載がございまして。

前回の制度設計の中で、平成24年度までというような一応の目安を説明しましたのは、これはそのときに後期高齢者医療制度の見直しと言われておりまして、それにあわせて検討するというように予定をしておったわけですが、これが延びた関係もございまして、当分の間は、これは継続をしていきたいというふうに考えております。

ただ、ここの、いわゆる一体改革の消費税の引き上げに伴う国の財政支援の内容でありましたり、あるいは例えば全体の制度設計として、一部、国保の場合は高齢者だけではないんですけども、高齢者の加入も多いわけですので、高齢者の全体の施策の見直し、これは当然財政運営プログラムに入れておりますが、そういった状況も見ながら検討をします。今の段階で何年度まで継続をするということは回答として持ち合わせておりませんが、今ほど申し上げましたとおり、国の状況、それから全体の財政運営プログラムの進捗、それから財政の状況を見ながら、今後検討していきたいというふうに思っております。

私どもとしましては、できるだけ長く2億5,000万円というものは延ばしていきたいという気持ちはございますが、やはり市全体の財政の状況を見ながら検討していくことになるというふうに思っております。

以上です。

○**税務課長（大木幹生）** 平成24年度当初と平成25年度当初の国保税が少なくなっているのはなぜかということなのですが、平成24年度の見積もりが若干多かったので、12月に落としてはいるんですが、この当初予算も12月の状況で当初を編成したということです。若干徴収率も下がっています。

○**委員（井上勝博）** 要するに平成24年度が少なかったんで、平成25年度で調整したということで、特に、例えば国保の加入率が低くなっているとか、そんな要因ではなくて、前年度を見て、平成25年度を考えたということですね、確認したいんですけど。

○**税務課長（大木幹生）** 被保険者数も平成17年が2万5,000で、平成23年度、2万4,390、平成24年度が2万3,900と、だんだん下がってはきております。

○**委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（江口是彦）** 質疑は尽きた認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

○**委員長（江口是彦）** ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論を許します。

○**委員（井上勝博）** 最近も国保も払えなくて、ずっと無保険であるという方ともお話しまして、それがいわば定着化していると。これは、やっぱり国民皆保険という考え方からすると、それが大きく崩れて、それが固定化しているということになってきております。

確かに市の財政も厳しいということもわかりますし、2億5,000万円の一般会計からの繰り入れというのも、従来からすると、こういう繰り入れをしているということは評価できるわけですが、ただ、実態として国保税が払い切れないほど高いということ、そして、固定化して、もう払えない人はずっと保険証がないという状態になっているということも考えれば、思い切ったそういう救済策も含めた何らかの検討をしなくちゃいけないのではないだろうかということを考えます。

よって、今回の国保会計、さらに繰り入れを増額することを求めて、反対するものであります。

○**委員長（江口是彦）** 次に、賛成の討論はあり

ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（江口是彦）** 次に、反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（江口是彦）** 討論は終了したと認めます。

ここで採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**委員長（江口是彦）** 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第73号 平成25年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算

○**委員長（江口是彦）** 次に、議案第73号平成25年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○**保険年金課長（中村 真）** 議案第73号平成25年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計について御説明いたします。

予算に関する説明書は448ページから461ページ、予算調書は366ページから368ページになりますが、説明は先ほどと同様、別冊1で説明させていただきます。

まず、歳出から説明いたしますので、15ページをお開きください。別冊資料の15ページでございます。15ページの下の段の表をごらんいただきたいと存じます。

1款2項1目徴収費は、保険料徴収事務に係る経費を計上しております。

次の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と一般会計で受け入れる保険基盤安定化県負担金を広域連合へ納付するものでございます。

次の4款1項1目保険料還付金は、前年度保険料の還付金等に係るものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、上の段の表をごらんいただきたいと存じます。

1款1項後期高齢者医療保険料では、特別徴収分5億281万5,000円と普通徴収2億

1, 909万5, 000円を計上しております。

後期高齢者医療被保険者の約70%が特別徴収であり、約30%が普通徴収となっております。

なお、広域連合では、現年分の収納率を99%を見込んでおります。

次に、4款1項2目保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料軽減に対する公費補填分であり、一般会計で受け入れるため、繰入金として繰り入れるものでございます。

次に、6款2項1目保険料還付金は、前年度の保険料還付金として、広域連合から受け入れるものでございます。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）99%の保険料徴収率ということで、これは年金から天引きするわけですから、ほぼ100%なんです。普通徴収分があるわけですね。この普通徴収分でどのぐらいの人たちが、現在滞納になっているのか、その辺についてちょっと状況をお聞かせ願いますか。

○保険年金課長（中村 真）グループ長に答弁させます。

○高齢者医療グループ長（山元 茂）ただいまの御質問ですけれども、滞納者の数につきましては、2月現在におきまして84名となっております。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

○委員長（江口是彦）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。まず、本案に反対の討論を許します。

○委員（井上勝博）後期高齢者医療制度については、誕生したときに高齢者の方々の猛反発があって、そしてその後の民主党が廃止することによって政権交代、それが主な要因というか、非常に大きな要因として政権交代のきっかけにもなったものだったわけですが、その民主党が廃止

という公約を守れず、引き続きこれを存続させていると。

なぜこういうものが設けられたのかということについて、高齢者の医療費を抑制するというのが主な目的になっているわけですね。そして、年金からの天引きという以外の方々の滞納が84人も出てきているということも非常にゆゆしき事態がつくられてきているということで、引き続きやっぱり後期高齢者医療制度は廃止の声というのは、国民の間ではあるというふうに思います。

よって、特別会計そのものに反対いたします。

○委員長（江口是彦）次に、賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）討論は終了したと認めます。

採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（江口是彦）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査に入ります。

当局の報告を求めます。

○保険年金課長（中村 真）それでは、保険年金課関係の事業について御説明いたしますので、市民福祉委員会資料別冊1の16ページをお開きいただきたいと存じます。16ページでございます。

まず、1の国民年金制度関係について御説明いたします。

(1)平成25年度の国民年金保険料は、月額1万5,040円となっております。これは、そこに記載のとおりではございますが、平成16年の改正で決まりました保険料額に、物価や賃金の変動を加味して決定されることになっており、平成25年度は記載の額となっております。

次に、(2)平成25年度国民年金支給額については、平成24年度の全国消費者物価指数が前年平均と同水準であったことから、4月から9月までは据え置かれますが、10月以降については、特例水準の解消に伴い、1%の減額がなされることとなっております。

次に、(3)平成25年度の国民年金制度改正については、①の基礎年金国庫負担2分の1関係といたしまして、平成24年度及び平成25年度について、国庫の財源の負担割合に関するものと、国民年金保険料の免除期間に関する内容、それから②の特例水準の解消関係としまして、老齢基礎年金等の年金額の特例水準について、世代間公平の観点から、平成25年度から平成27年までの3年間で解消されるというような内容のものでございます。

続きまして、17ページをお開きいただきたいと存じます。

2として、短期被保険者証、資格証明書の交付状況について、国民健康保険、後期高齢者医療保険について掲載してございますので、御参照いただければと存じます。

以上で所管事務調査に係る説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長(江口是彦) ただいま当局の報告がありました。これより保険年金課の所管事務について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員(井上勝博) 月額が1万5,040円で、対前年度60円の引き上げと。その理由として、物価や賃金への変動ということになってはいますが、物価指数が下がっているということで、いろいろ問題が出てきているわけですが、これはどういうことなのか。賃金だって決してふえてはいないのに、保険料だけが上がるというのは、なぜ何だろうかというのは何かわかるんでしょうか。

○保険年金課長(中村 真) 課長代理のほうに答弁させます。

○保険年金課長代理(上野博文) 今御質問がありました物価が変わらないのに、なぜ年金の保険料額だけ上がっているのかということに対する御質問でしたけれども、一応、ここの保険料の計算というのが、その(1)に書いてありますように、平成16年の制度改正で、一応毎年280円ずつ保険料を上げていくということで、額が一旦

定められております。

それに対して、一応その四角で囲んでありますところにあるように、毎年度の実際の保険料額というのは、16年の改正で決められた保険料額に保険料改定率を掛けて算出するというので、ただ、ここの保険料改定率というところに出てくる、括弧の米印にありますけれども、物価変動率、それから実質の賃金変動率というのは、これの前年の物価に対していいますと、前年の物価指数をもとにするのではなくて、3年前の物価指数に対する前々年度の物価指数の比率をもとに算出する関係で、一応今回引き上げをざるを得ない結果になったということで御理解していただきたいと思っております。

○委員(井上勝博) 市が決められているわけではなく、政府の決めたことですよ。それで、毎年280円ずつ上げることで、定額で上げるということを決めていたけど、今回は物価や賃金のことを加味して、280円が60円になったと、そういうことですか。わかりました。

○委員長(江口是彦) ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(江口是彦) 質疑は尽きたと認めます。以上で保険年金課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長(江口是彦) 次に、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第38号 薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び薩摩川内市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(江口是彦) まず、議案第38号薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び薩摩川内市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長(徳留真理子) それでは、議案第38号薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び薩摩川内市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正す

る条例の制定について説明いたします。

議会資料の2ページをお開きください。

国の障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、法の題名(名称)が、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、通称障害者総合支援法と呼ばれておりますけれども、名称が変更されたことに伴いまして、同法を引用する「薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例」及び「薩摩川内市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例」の一部を改正するものでございます。

以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○委員長(江口是彦)** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長(江口是彦)** 質疑はないものと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長(江口是彦)** 討論はないと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長(江口是彦)** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長(江口是彦)** ここで審査を一時中止しておりました議案第59号一般会計予算を議題とします。

まず、市民福祉部長に概要説明を求めます。

**○市民福祉部長(中川 清)** 障害・社会福祉課の予算の概要について御説明をいたします。

障害・社会福祉課につきましては、国の制度改革等によりまして、障害福祉サービス、これの拡充がなされまして、障害者自立支援給付費が約4億6,500万円増、これは冒頭で申し上げましたが、平成24年度12月補正予算現計では

1億6,000万円でございますが、当初予算では約4億6,500万円増となっております、課全体では、前年度比約4億4,600万円の増となっております。

委員会本資料の2ページで拡充等の事業について説明をいたします。

2ページの12番以降になりますが、地方主権改革一括法によります県からの権限移譲により、社会福祉法人の新規設立及び定款変更の許可、指導監査業務を行うこととなりました。また、同じく県からの権限移譲により、障害児の生活能力を確保するため、医療費の助成を行う育成医療助成事業に取り組みます。これの予算は約600万円を計上してございます。

拡充事業としましては、可愛会、サニーサイド、薩来園に委託しておりました相談支援センターを、平成24年10月から法の施行もございまして、虐待防止センター機能及び自立支援協議会事務局機能を付加した基幹型相談支援センターとして拡充します。予算は約2,500万円を計上しております。

なお、これにより障害者相談員制度は、平成25年度から廃止をいたします。

以上、予算の概要の説明といたします。

**○委員長(江口是彦)** 引き続き当局の補足説明を求めます。

**○障害・社会福祉課長(徳留真理子)** 歳出予算について御説明申し上げます。

予算調書の131ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の社会福祉管理運営費は、社会福祉事務及び地域福祉推進事業に係る経費で、事業費は3億9,466万9,000円です。

主なものは、社会福祉事務嘱託員など298人の報酬、支所の市民生活課職員など27人分の給与費、地域福祉計画策定業務負担金、社会福祉協議会運営補助金等でございます。

市民福祉委員会資料の20ページをお開きください。委員会資料の20ページでございます。

先ほど部長が御説明いたしましたけれども、県からの権限移譲によりまして、社会福祉法人の指導監査等の業務に取り組むこととなりました。これに要する経費として、指導監査研修旅費と関連書籍購入費をここに予算計上しております。

市内の社会福祉法人数は、現在41法人ですが、

施設の指導監査業務は、引き続き県が行うことから、今後も県と連携して業務に取り組んでまいります。

次に、予算調書、同じく131ページ、下の段、社会福祉施設管理費98万9,000円は、社会福祉施設の維持管理に係る経費でございます。

次のページをお開きください。132ページです。

3款1項2目身体障害者等福祉費の一般障害者自立支援事業費6,489万6,000円は、障害者団体への運営費助成、障害者施設の維持管理、福祉タクシー等利用料の助成等に係る経費で、主なものは、職員6人分の給与費、サン・アビリティーズ川内の指定管理料、障害者計画策定業務委託料、身体障害者福祉協議会運営補助金、福祉タクシー等利用料助成等でございます。

同じく132ページ、下の段、障害者（児）自立支援事業費20億6,192万3,000円は、障害福祉サービス及び障害福祉サービス利用料助成等に係る経費で、主なものは、障害認定訪問調査相談業務嘱託員3人と育成医療嘱託医の報酬、介護給付費、自立支援医療費等補助事業扶助費でございます。

ここで、また市民福祉委員会資料の21ページをお開きください。

自立支援医療には、更生医療、育成医療、精神通院医療とございますが、これまで経費負担がありましたのは更生医療のみだったんですけれども、県からの権限移譲によりまして、育成医療助成事業にも取り組むこととなりました。

医療費助成の仕組みとしては、自立支援医療は、原則医療費の1割が自己負担となっておりますけれども、中学校終了までは、その自己負担分も、子ども医療費助成対象となり、無料となります。

委員会資料、次のページ、22ページの6にありますように、従来、国・県負担でありました医療費を、市町村において、新たに4分の1を負担することになることから、これに要する扶助費600万円を予算計上しているところであります。

次に、予算調書の133ページです。

重度心身障害者医療費助成事業費2億6,930万9,000円は、身体障害者手帳1・2級所持者など、重度の心身障害者の医療費助成及び医療費助成申請書回収業務委託に係る経費で、行政事務嘱託員の報酬、補助事業扶助費が

主なものでございます。

同じく133ページ、下の段、特別障害者手当等給付事業費5,109万3,000円は、特別障害者手当等の給付に係る経費で、福祉手当嘱託医2人の報酬、及び特別障害者手当等に要する経費でございます。

次のページ、134ページです。

地域生活支援事業費1億7,073万5,000円は、市町村事業として実施する地域生活支援事業に係る経費で、主なものは、手話通訳業務嘱託員の報酬、地域活動支援センター事業、及び拡充事業であります相談支援事業業務委託等の委託料、ふれあい障害者福祉大会運営補助金、日常生活用具等給付費等補助事業扶助費が主なものでございます。

ここで、また市民福祉委員会資料の23ページをお開きください。

先ほど部長が御説明したとおり、相談支援体制の強化・拡充を図るため、昨年度比838万4,000円を増額計上したところでございます。

ここでは、虐待防止法の概要、基幹相談支援センター及び虐待防止センターの具体的な業務内容について示しております。

平成12年に児童虐待防止法、平成18年に高齢者虐待防止法、そして、昨年10月に施行されました障害者虐待防止法でございますが、虐待を受けたと思われる障害者を発見した人には、通報義務が課せられたところでございます。

昨年の10月1日に、障害・社会福祉課内に虐待防止センターを開設以降、本日まで寄せられた相談件数は12件でございます。うち本人申し出が5件でございます。その中で、虐待事例であると判断したものは3件、虐待の可能性があつて、現在調査中あるいは様子観察中が6件、一時保護した事例もございます。

寄せられた相談には、その後も継続した支援を行う必要があることから、今回、虐待防止センター機能を付加して、基幹相談支援センターとして業務委託することによりまして、これまで以上に障害者支援の充実が図れるとともに、職員の負担軽減も図れるものと考えております。

また、これによりまして、平成25年度から廃止いたします障害者相談員制度に要しておりました経費53万円を削減いたしております。

次に、予算調書134ページ、下の段、障害児

通所支援事業費1億4,087万円は、就学前の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業並びに利用料助成に係る経費で、子ども発達支援センター「つくし園」の指定管理料及び放課後等デイサービス事業に係る補助事業扶助費が主なものです。

次のページ、135ページです。

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費10万円は、小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具等の給付に係る経費でございます。

同じく135ページ、下の段、3款1項3目地方改善対策費の隣保館管理運営費5,005万9,000円は、隣保館の管理運営に係る経費で、隣保館長等嘱託員7人の報酬、職員1人の給与費、入来会館大規模改修工事費、人権啓発等連絡協議会運営補助金が主なものです。

次のページ、136ページです。

3款5項1目災害救助費1,350万4,000円は、局地災害救助及び災害救助法適用による自然災害等被災者への援助事務等に係る経費で、災害弔慰金等扶助費が主なものです。

続きまして、一般会計の歳入について、主なものを御説明いたします。

予算調書の28ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金11億2,239万8,000円は、障害者自立支援給付費等負担金、医療費負担金等です。

次に、15款2項2目民生費補助金2,949万2,000円は、地域生活支援事業に係る補助金等です。

次に、16款1項1目民生費負担金5億4,158万6,000円は、障害者自立支援給付費等負担金、医療費負担金等です。

次のページ、16款2項2目民生費補助金1億7,752万3,000円は、重度心身障害者医療費助成事業費補助金、隣保館運営等事業費補助金等となっています。

次に、19款1項3目り災救助基金繰入金1,082万7,000円は、災害救助費として、災害り災者援護措置要綱に基づく救助を行うため、必要経費分を取り崩し、繰り入れるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）21ページの今まで更生医療がやられていたけれども、これから育成医療が権限移譲されるということで、市の仕事になるということをおっしゃっているのですか。要するに、これについて医療費助成について何か対象者にとって、何か変化が起こるとか、そういうのはどうなんですか。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）これは業務として市の業務になりますということで、利用される御本人には何も変更はございません。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

○委員（新原春二）先ほど説明された基幹相談支援センター、ここは今まで3園に委託をして相談業務をちょっとグレードアップをして、同じ3園に委託をしていくという事業で確認してよろしいですね。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）同じ3事業所をお願いいたしますけれども、基幹型ということで、主になるところ、現在のところ、可愛会に置かせていただいているというふうを考えております。内容をまた充実させていただきます。

○委員（新原春二）その中で、一般質問にしたんですけど、成年後見制度の分もここに文字的に入っているんですが、ここについては成年後見を委託をされた分について、ここで支援をしていくということでも理解してよろしいんですか。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）これは、この御相談を寄せられた事例に対して、成年後見制度を利用されたほうがよろしい事例がございましたら、それに引き継いでまいりますということです。

○市民福祉部長（中川 清）申し立ては、簡単に言うと、親族であったり、いらっしやらない場合は市町村長申し立てということになりますので、ここで言う成年後見制度の利用支援事業というのは、その状況を見て、例えば親族の方になり、後見を申請されたらどうですかというようなアドバイスであったり、いらっしやらない場合は、市のほうで、市町村申し立てをするということになります。

この間から本会議で新原委員のほうから御質問

いただいた分は、結局その市町村申し立ての事務を一元的にできるようなセンター的なものをつくりたいと。それはここではなくて、まだ了解はいただいてませんが、できましたら社会福祉協議会のほうにしていれば、社会福祉協議会のほうで金銭管理をされているケースが、大体100人ぐらいいらっしゃいますので、その方々が将来的には、やはりこちらのほうに移行する方が結構いらっしゃるんじゃないかなと思います。

法人申し立てから、その市民後見人のマッチングの作業というのは、イメージ的には社協のほうが一番いいんじゃないかなというふうには考えております。まだ了解は得たわけではありませんので、今後、協議してまいります。

○委員長（江口是彦）御質疑ありませんか。

○委員（井上勝博）重度心身障害者医療費助成と特別障害者手当等給付費などは、助成を受けたり給付を受けたりしている方々は、年々どうなんですかね、ふえているのか横ばいなのか。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）重度心身障害者の医療費助成を受けられる方は年々増加をしておられます。それは障害者がふえてきているということでございますし、障害者は、これを利用するために障害者手帳をとられる方も、高齢の方はふえてきております。

反対に、障害者手当をもらえる方は、現在、残念ながら亡くなられたり、入院をされたりして、年々、今減っている状況でございます。

○委員（井上勝博）数字的なところも教えていただければ。あと、特別障害者手当の給付についても教えていただけますか。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）現在の人数を申し上げてよろしいでしょうか。去年と比較ですね。お待ちください。

4月1日現在の人数と現在の受給していらっしゃる方の人数を申し上げます。

まず、障害児福祉手当、二十歳未満の方が受けられる手当なんですけれども、64名いらっしゃったんですけれども、現在59名でございます。

次に、特別障害者手当、二十歳以上の方が受けておられたのですが、112名いらっしゃったんですけれども、98名に減ってきております。

○委員（井上勝博）減っている原因というのは何ですかね。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）先ほど申し上げましたけれども、特別障害者の方につきましても、二十歳以上の方につきましても、死亡された方、それから施設に入所されている方、それから長期入院の方が25名、合計、この1年でいらっしゃいます。

○委員（井上勝博）わかりました。重度心身の、全然違う制度ではありますけれども、障害の重い方々については、こういうことを知っていらっしゃらない方も結構まだいらっしゃるみたいで、重度心身障害者については手帳が1級か2級で、医療費が戻ってくるということで、試しに受けてみたらというふうにやったら1級になって、医療費助成が受けられるということで大変喜ばれたりするケースもあったり、だから、そういったのが、まだまだ周知され切れてないのかなと。確かにパンフレットをつくられたりして、読めばわかるようにはなっていると思うんですけども、もっとそういった方々に対して促進するというか、受けていただいて、少しでも安心していただきたいというふうに、これからは心がけていただきたいなと思います。

特別障害者手当も同じで、この制度が在宅で重度の方々については、手当が2万4千幾らですよ。だから、これも本当に年金を受けていらっしゃる方からすると大変な額で、こういった支援を受けられるということが知られていないのは本当にもったないことでもあります。

市の負担は少しはふえるかもしれませんが、やっぱりそういう福祉の心をもっと広げていければなというふうに思います。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）その御意見毎回いただいているんですけども、窓口にも他の申請に来られた際とか、いろんな病院等の待合室とか、いろんなところで周知に、私ども努めているところでございます。

ちなみに特別障害者手当、月額、今2万6,260円なんですけれども、おっしゃるとおり、大きな金額でございますので、いろんな周知には努めているところでございます。今後とも努力をしてみたいというふうに考えております。

○市民福祉部長（中川 清）例えば、委員会資料の23ページの相談センターとかがあるわけですので、ここで直接的な御相談、その状況の把握というのができますから、もう一つ、高齢者につ

いては地域包括支援センター、ここが担任をいたします。その窓口には在宅介護支援センター17カ所、今回、甕島4カ所、包括のサブにしますから、4カ所はなくなります。ここが直接高齢者の皆さん方と、あるいは障害者について、先ほどの支援センター等が対応するようになっていきますので、ここにもこういった事業の概要については説明しておりますので、引き続きそういったような制度の拡充の説明であったり、こういった補助制度がある、あるいは支援制度があるというものについては、このような支援センターでありましたり、在宅介護支援センター等を通じても紹介していきたいと。

逆に、そういったところから声を拾ってこない、なかなか高齢者であったり、障害者の方々が役所に持ってくるというのは厳しい状況があるというのは承知しておりますので、引き続きそういった窓口のほうに周知徹底をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

○委員（新原春二）済みません。1点だけ確認させてください。

131ページが一番最初に説明された社会福祉管理運営費のところの社会福祉事務嘱託員というのは、社協の職員の方を指しているんですかね。確認なんですけど。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）社会福祉事務嘱託員は、民生委員のことです。

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第59号一般会計予算に係る審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査に入ります。

当局の報告はありますか。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）資料はございませんけれども、最初に御説明しました社会福祉総務費の社会福祉管理運営費の中で補助金を申し上げましたけれども、社会福祉協議会運営補助金を今回減額をさせていただいたところでございます。

以上、報告でございます。

○市民福祉部長（中川 清）平成25年度の予算に際しまして、補助金をカットしているところが3カ所ございます。社会福祉協議会につきましては、運営補助金だけ見ますと、ほかの補助がふえたところなんですけど、社協は1,500万円減額をしました。それから、衛生自治団体連合会、ここは30万円の補助金のカット、170万円から140万円ですね。それから、もう一つがシルバー人材センター、ここが130万円のカットをいたしております。

今回の財政運営プログラムに基づいて、一部補助金のほうの見直しもしましたが、本格的には25年度中に残りました補助金については、全部部内で検証したいというふうに考えております。

この三つにつきましては、それぞれ独自の財源があるところ、それから、私どもで調べまして、ほかの市等の補助金の状況を見ながらカットをしたということでございます。

ちょっと説明が前の部分を含めて、漏れておりましたので、御報告をさせていただきます。

○委員長（江口是彦）これより障害・社会福祉課の所管事務について、質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（永山伸一）部長でいいんですけど、ここだけじゃないんですけど、地域主権改革一括法で、県から市へいろんな業務が移譲されるということで説明もあったんですが、特に障害・社会福祉課は、社会福祉法人の指導、監査とか、育成医療とか、業務が大分ふえてくるんじゃないかなと。ほかのところとはまた違って、市民健康課のほうも、もうちょっとふえるのかなと思うんですけど、特にここはふえると思うんですけど、そこら辺の組織の、今、2グループで一生懸命頑張ってもらっているんだけど、組織の再編なり、あるいは職員の配置の問題なり、そこら辺はどのように考えていらっしゃるんですか。

○市民福祉部長（中川 清）社会福祉法人の許認可関係は、昨年のうちから一応わかっておりましたので、当初、市民課のほうに1名、準備期間として配置をしました、平成24年4月は。ただ、内容的なものについては、いろいろ議論したんですが、直接障害・社会福祉課、これは福祉事務所の筆頭課になりますので、社会福祉グループは。ですから、そこに置いたほうが良いということで、市民課から、一時は市民課籍のまま障害者がふえ

る、その後は異動をかけて、今1名の増員はいたしておりますが、内容的には、県の内容の引き継ぎでありましたり、そのほかの業務の量も、結構、障害・社会福祉課はふえてきましたので、あと1名の職員の増を総務課のほうにお願いをしております。

市民健康課のほうは、職員ではなくて、嘱託なり臨時ということでもお願いしたんですが、ここははっきり申し上げて、認められませんでした、増員はですね。

ちょっと協議会に切りかえてもらっていいですかね。

○委員長（江口是彦）協議会に切りかえます。

~~~~~

午後2時41分休憩

~~~~~

午後2時43分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）本会議に戻します。

○委員（永山伸一）見てみれば、権限移譲に伴って、負担までふえた業務もあつたりしますんで、人員、業務量にあう適切な人員の確保というのも、それは部長においてしっかりとなされるように、意見として申し上げますので、よろしく願います。

○委員長（江口是彦）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。
御苦労さまでした。

△延 会

○委員長（江口是彦）本日の市民福祉委員会は、以上をもって延会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。

よって、本日の委員会は、以上をもって延会いたします。

次の委員会は、あす午前10時から第3委員会室で開会します。

本日は大変御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会
委員長 江口 是彦